

漁場計画（素案）

第1

1 公示番号 内共第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類 第五種共同漁業

(2) 漁業の名称 あゆ、いわな、やまめ、うぐい、かじか漁業

(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 湯沢市、雄勝郡羽後町、横手市十文字町及び雄物川町

(5) 漁場の区域

- 1) 湯沢市民有林114林班10小班南沢92の3「南沢」起点から下流「高松川」の合流点までの「雄物川」本流
- 2) 湯沢市民有林137林班18小班大沢8の1「十分一沢川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
- 3) 湯沢市民有林128林班10の1小班上八丁32内「銀山川」から下流「十分一沢川」の合流点まで
- 4) 湯沢市民有林154林班4小班棚沢1の1「山の田沢川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
- 5) 湯沢市民有林149林班3小班上院内外ヶ倉39「赤坂沢」起点から下流「山の田沢川」の合流点まで
- 6) 湯沢市民有林147林班1小班上院内山の田135「立石前沢」起点から下流「山の田沢川」の合流点まで
- 7) 湯沢市民有林171林班25小班大沢22の1「松根川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
- 8) 湯沢市民有林166林班13小班大沢前21の1「大沢前沢」起点から下流「松根川」の合流点まで
- 9) 湯沢市民有林178林班4小班中の沢129「中の沢」起点から下流「松根川」の合流点まで
- 10) 湯沢市民有林183林班146小班「黒森川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
- 11) 湯沢市民有林186林班87小班「笈沢川」起点から下流「黒森川」の合流点まで
- 12) 湯沢市民有林100林班5小班槻沢山1「槻沢川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
- 13) 湯沢市湯の沢国有林71林班る小班「湯の沢川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
- 14) 湯沢市矢込沢国有林80林班と小班「矢込沢」起点から下流「雄物川」の合流点まで
- 15) 湯沢市矢込沢国有林77林班ぬ小班「大鍋立沢」起点から下流「雄物川」の合流点まで
- 16) 湯沢市矢込沢国有林74林班き小班「小鍋立沢川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
- 17) 湯沢市役内山国有林42林班い小班「倉沢川」起点から下流「役内川」を含め「雄物川」の合流点まで
- 18) 湯沢市役内山国有林45林班い小班「マナコ沢川」起点から下流「役内川」の合流点まで
- 19) 湯沢市役内山国有林44林班こ小班「白水沢川」起点から下流「マナコ沢川」の合流点まで
- 20) 湯沢市役内山国有林56林班い小班「役内沢」起点から下流「大役内川」を含め「役内川」の合流点まで
- 21) 湯沢市役内山国有林54林班ら小班「東の又沢」起点から下流「大役内川」の合流点まで
- 22) 湯沢市役内山国有林60林班の小班「目方石沢」起点から下流「大役内川」の合流点まで
- 23) 湯沢市役内山国有林63林班い小班「西の又沢川」起点から下流「大役内川」の合流点まで
- 24) 湯沢市役内山国有林67林班ろ小班「割沢」起点から下流「薄久内川」を含め「役内川」の合流点まで
- 25) 湯沢市役内山国有林68林班り小班「繁の又沢川」起点から下流「薄久内川」の合流点まで
- 26) 湯沢市役内山国有林70林班よ小班「畑の沢」起点から下流「薄久内川」の合流点まで
- 27) 湯沢市民有林71林班58小班「掛の沢」起点から下流「薄久内川」の合流点まで
- 28) 湯沢市民有林80林班1小班真木沢32「真木沢川」起点から下流「役内川」の合流点まで
- 29) 湯沢市民有林78林班1小班矢倉屋敷64「赤平田川」起点から下流「真木川」の合流点まで
- 30) 湯沢市民有林88林班2小班大桑沢30の5「大沢川」起点から下流「役内川」の合流点まで
- 31) 湯沢市役内山国有林36林班い小班「ツブレ沢」起点から下流「役内川」の合流点まで
- 32) 湯沢市役内山国有林33林班に小班「湯の又沢」起点から下流「ツブレ沢」の合流点まで
- 33) 湯沢市役内山国有林30林班た小班「高倉沢」起点から下流「役内川」の合流点まで
- 34) 湯沢市役内山国有林29林班へ小班「赤石沢」起点から下流「役内川」の合流点まで
- 35) 湯沢市役内山国有林30林班か小班「荒湯沢」起点から下流「役内川」の合流点まで
- 36) 湯沢市秋ノ宮字矢地ノ沢26番地1「矢地ノ沢」起点から下流「高倉沢」の合流点まで
- 37) 湯沢市役内山国有林27林班お小班「黒沢」起点から下流「役内川」の合流点まで
- 38) 湯沢市川井山国有林26林班か小班「仁勢沢」起点から下流「役内川」の合流点まで
- 39) 湯沢市川井山国有林24林班い小班「茂内沢」起点から下流「仁勢沢」の合流点まで
- 40) 湯沢市民有林14林班41小班中村字倉下14の48「九十九沢」起点から下流「役内川」の合流点まで
- 41) 湯沢市官行造林地2林班を小班「寺沢川」起点から下流「寺田川」の合流点まで
- 42) 湯沢市民有林29林班57小班蛇崩23の内「寺田川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
- 43) 湯沢市小比内町国有林21林班ほ小班「御返事沢川」起点から下流「寺田川」の合流点まで

- 44) 湯沢市役内山国有林66林班は小班「薄久内川」起点から下流「割沢」の合流点まで
 - 45) 湯沢市役内山国有林66林班ほ小班「ワサビ沢」起点から下流「薄久内川」合流点まで
 - 46) 湯沢市役内山国有林59林班は小班「ドッコモリ沢」起点から下流「ドッコモリ沢」合流点まで
 - 47) 湯沢市役内山国有林59林班は小班「ドッコモリ沢」起点から下流「大役内川」合流点まで
 - 48) 湯沢市民有林49林班26小班「宮月川」起点から下流「役内川」の合流点まで
 - 49) 湯沢市民有林47林班40小班「沖の沢」起点から下流「役内川」の合流点まで
 - 50) 湯沢市民有林16林班7小班「三ツ村沢」起点から下流「高松川」の合流点まで
 - 51) 湯沢市「高松川」の合流点から下流雄勝郡羽後町と横手市の行政境界までの「雄物川」本流
 - 52) 雄勝郡羽後町水沢字民有林181林班23小班「袖の沢」起点から下流「新町川」を含め「雄物川」の合流点まで
 - 53) 雄勝郡羽後町水沢字民有林187林班120小班「桂沢」起点から下流「新町川」の合流点まで
 - 54) 雄勝郡羽後町払体字民有林191林班17小班「桜沢」起点から下流「新町川」の合流点まで
 - 55) 雄勝郡羽後町新町字民有林203林班58小班「太平沢」起点から下流「高寺川」を含め「新町川」の合流点まで
 - 56) 雄勝郡羽後町新町字民有林208林班7小班「大又沢」起点から下流「高寺川」の合流点まで
 - 57) 雄勝郡羽後町飯沢字民有林56林班1小班「登川堤」起点から下流「西馬音内川」を含め「雄物川」の合流点まで
 - 58) 雄勝郡羽後町飯沢字民有林51林班25小班「登川堤」起点から下流「西馬音内川」の合流点まで
 - 59) 雄勝郡羽後町飯沢字民有林44林班1小班「カン堤」起点から下流「西馬音内川」の合流点まで
 - 60) 雄勝郡羽後町飯沢字大黒森沢国有林87林班た6小班「大黒森沢」起点から下流「西馬音内川」の合流点まで
 - 61) 雄勝郡羽後町飯沢字大黒森沢国有林85林班へ小班「嘉右工門沢」起点から下流「大黒森沢」の合流点まで
 - 62) 雄勝郡羽後町飯沢字民有林36林班2小班「間木の沢」起点から下流「西馬音内川」の合流点まで
 - 63) 雄勝郡羽後町飯沢字民有林31林班17小班「水呑沢」起点から下流「西馬音内川」の合流点まで
 - 64) 雄勝郡羽後町飯沢字民有林18林班10小班「古屋敷沢」起点から下流「水呑沢川」の合流点まで
 - 65) 雄勝郡羽後町西馬音内堀廻字民有林20林班1小班「孀田沢」起点から下流「鹿内沢」の合流点まで
 - 66) 雄勝郡羽後町鹿内字民有林13林班31小班「鹿内沢」起点から下流「西馬音内川」の合流点まで
 - 67) 雄勝郡羽後町申仙道字大黒森沢国有林89林班い小班「夏虫沢」起点から下流「大沢」の合流点まで
 - 68) 雄勝郡羽後町中仙道字旧官行造林4林班い小班「柴倉沢」起点から下流「夏虫沢」の合流点まで
 - 69) 雄勝郡羽後町飯沢字民有林64林班68小班「大沢」起点から下流「西馬音内川」の合流点まで
 - 70) 湯沢市石塚字民有林121林班5小班「糸六沢」起点から下流「大戸川」を含め「西馬音内川」の合流点まで
 - 71) 湯沢市石塚字民有林126林班58小班「岩の沢」起点から下流「大戸川」の合流点まで
 - 72) 湯沢市上畑字民有林132林班31小班「切畑川」起点から下流「大戸川」の合流点まで
 - 73) 雄勝郡羽後町大戸字民有林2林班64小班「大戸沢」起点から下流「大戸川」の合流点まで
 - 74) 雄勝郡羽後町田沢字民有林7林班106小班「宇津野沢」起点から下流「大戸川」の合流点まで
 - 75) 湯沢市湯沢字民有林15林班30小班「鉦打沢」起点から下流「白子川」を含め「雄物川」の合流点まで
 - 76) 湯沢市関口字民有林34林班12小班「戸沢川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
 - 77) 湯沢市関口字民有林35林班5小班「長沢」起点から下流「戸沢川」の合流点まで
 - 78) 湯沢市関口字民有林40林班2小班「務沢」起点から下流「戸沢川」の合流点まで
 - 79) 湯沢市関口字民有林46林班6小班「東市内沢」起点から下流「戸沢川」の合流点まで
- 3 関係地区 湯沢市、雄勝郡羽後町、横手市十文字町及び雄物川町
 - 4 存続期間 免許の日から令和15年12月31日まで
 - 5 申請期間 令和5年9月4日から令和5年10月27日まで
 - 6 免許予定月日 令和6年1月1日

第2

- 1 公示番号 内共第2号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第五種共同漁業
 - (2) 漁業の名称 あゆ、いわな、やまめ、うぐい、かじか漁業
 - (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (4) 漁場の位置 湯沢市
 - (5) 漁場の区域
 - 1) 湯沢市皆瀬小安奥山国有林1055林班い小班「虎毛沢」起点から下流「皆瀬ダム」ゲートまでの「皆瀬川」本

流

- 2) 湯沢市皆瀬小安奥山国有林1042林班ロ小班「太田代沢」起点から下流「田代沢」を含め「皆瀬川」の合流点まで
 - 3) 湯沢市皆瀬小安奥山国有林1044林班わ小班「小田代沢」から下流「田代沢」の合流点まで
 - 4) 湯沢市皆瀬小安奥山国有林1061林班り2小班「小鳥谷川」起点から下流「皆瀬川」の合流点まで
 - 5) 湯沢市皆瀬小安奥山国有林1063林班い小班「大鳥谷川」起点から下流「皆瀬川」の合流点まで
 - 6) 湯沢市皆瀬小安奥山国有林1033林班へ小班「大湯沢」起点から下流「皆瀬川」の合流点まで
 - 7) 湯沢市皆瀬小安奥山国有林1030林班は9小班「桂沢」起点から下流「皆瀬川」の合流点まで
 - 8) 湯沢市皆瀬小安奥山国有林1066林班い小班「小安川」起点から下流「皆瀬川」の合流点まで
 - 9) 湯沢市皆瀬小安奥山国有林1028林班う小班「黒沢川」起点から下流「皆瀬川」の合流点まで
 - 10) 湯沢市皆瀬小安奥山国有林1024林班は7小班「大俣川」起点から下流「皆瀬川」の合流点まで
 - 11) 湯沢市皆瀬畑等字高堂38番地「生内川」起点から下流「皆瀬川」の合流点まで
 - 12) 湯沢市皆瀬地先「皆瀬ダム」ゲートから下流「板戸ダム」軸上流200メートル地点までの「皆瀬川」本流
 - 13) 湯沢市皆瀬字川向地先「板戸ダム」軸下流200メートル地点から下流「雄物川」の合流点までの「皆瀬川」本流
 - 14) 湯沢市皆瀬字川向奥宮9番「板戸沢」起点から下流「皆瀬川」の合流点まで
 - 15) 湯沢市皆瀬畑等字根ノ沢42番地「平場沢」起点から下流「大谷川」の合流点まで
 - 16) 湯沢市皆瀬畑等字丸森7番地「瀬野ヶ沢」起点から下流「大谷川」の合流点まで
 - 17) 湯沢市皆瀬畑等字外浦12番地「雨沼沢」起点から下流「大谷川」を含め「皆瀬川」の合流点まで
 - 18) 湯沢市皆瀬畑等字先立9番地「沖の沢」起点から下流「大谷川」の合流点まで
 - 19) 湯沢市稲庭町字上大小沢27番地を起点とする「無名沢」から下流「皆瀬川」の合流点まで
 - 20) 湯沢市稲庭町字新処頭首工「新処堰」起点から下流「皆瀬川」の合流点まで
 - 21) 湯沢市稲庭町字岩城6番地与惣工門頭首工「与惣工門堰」起点から下流「皆瀬川」の合流点まで
 - 22) 湯沢市稲庭町字中川原119の1番地稲庭頭首工「五ヶ村堰」起点から下流「皆瀬川」の合流点まで
 - 23) 湯沢市三梨町字清水小屋川原56番地「三ヶ村堰」起点から下流「黒沢川」の合流点まで
 - 24) 湯沢市川連町字大館内沢253番地「内沢」起点から下流「黒沢川」の合流点まで
 - 25) 湯沢市駒形町字東福寺松沢29番地「黒沢川」起点から下流「皆瀬川」の合流点まで
- 3 関係地区 湯沢市皆瀬、稲庭町、三梨町、川連町、駒形町、横手市増田町戸波及び羽場
 - 4 存続期間 免許の日から令和15年12月31日まで
 - 5 申請期間 令和5年9月4日から令和5年10月27日まで
 - 6 免許予定月日 令和6年1月1日

第3

- 1 公示番号 内共第3号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第五種共同漁業
 - (2) 漁業の名称 あゆ、いわな、やまめ、うぐい、こい、ふな漁業
 - (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (4) 漁場の位置 雄勝郡東成瀬村及び横手市
 - (5) 漁場の区域
 - 1) 雄勝郡東成瀬村字東山外3国有林1010林班は2小班「北の俣沢」起点から下流「成瀬川」を含め「皆瀬川」の合流点まで
 - 2) 雄勝郡東成瀬村字合居川外1国有林1004林班い小班「合居沢」の「天正滝」起点から下流「成瀬川」の合流点まで
 - 3) 横手市増田町狙半内字南大川目1の1番地「マスコエ沢」起点から下流「成瀬川」の合流点まで
 - 4) 雄勝郡東成瀬村岩井川字沼ノ又国有林1006林班う小班及び1007小班り1小班を起点とする「無名沢」から「合居川」の合流点まで
 - 5) 雄勝郡東成瀬村田子内字荒砥沢72番地荒砥沢砂防堰堤「大沢川」起点から下流「成瀬川」の合流点まで
 - 6) 雄勝郡東成瀬村岩井川字土倉沢58番地先「土倉沢」起点から下流「合居川」の合流点まで
 - 7) 雄勝郡東成瀬村字松ヶ沢国有林1017林班ま10小班「松ヶ沢」起点から下流「成瀬川」の合流点まで
 - 8) 雄勝郡東成瀬村字東山国有林内1009林班へ小班の分岐点の「大深沢」起点から下流「成瀬川」の合流点まで
- 3 関係地区 雄勝郡東成瀬村、横手市増田町及び十文字町
- 4 存続期間 免許の日から令和15年12月31日まで

- 5 申請期間 令和5年9月4日から令和5年10月27日まで
- 6 免許予定月日 令和6年1月1日

第4

- 1 公示番号 内共第4号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第五種共同漁業
 - (2) 漁業の名称 あゆ、いわな、やまめ、うぐい、こい、ふな、やつめ漁業
 - (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (4) 漁場の位置 横手市、大仙市及び雄勝郡羽後町
 - (5) 漁場の区域
 - 1) 横手市と雄勝郡羽後町の行政境界から下流大仙市角間川「旧旭川」の合流点までの「雄物川」本流
 - 2) 横手市雄物川町大沢字地竹沢1の64番地「竹沢」起点から下流「地竹川」を含め「雄物川」の合流点まで
 - 3) 横手市雄物川町大沢字大台1の2里見財産区植林200町歩達成記念碑地先「北の沢」起点から下流「地竹川」の合流点まで
 - 4) 横手市雄物川町大沢字長持18番「上法寺川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
 - 5) 横手市大森町上溝字蒲字花立113番「七滝川」起点から下流「上溝川」の合流点まで
 - 6) 横手市大森町上溝字寄木ダム堰堤下流端「寄木川」起点から下流「上溝川」の合流点まで
 - 7) 横手市大森町八沢木滝沢峠不動尊神社地先「上溝川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
 - 8) 横手市大森町上溝字岩瀬35番地「大納川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
 - 9) 横手市十文字町谷地新田字中村72番「五郎兵衛川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
 - 10) 横手市十文字町谷地新田字根木野7の4番地先「八幡野排水」(M6-4号)起点から下流「五郎兵衛川」の合流点まで
 - 11) 横手市平鹿町御倉前大口分水の「石持川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
 - 12) 横手市平鹿町御倉前大口分水の「小勝田川」起点から下流「大宮川」の合流点まで
 - 13) 横手市平鹿町浅舞字土井尻88番「大宮川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
 - 14) 横手市平鹿町浅舞字沈樋55の12番「越部堰」起点から下流「油川」の合流点まで
 - 15) 横手市平鹿町醍醐字下村108番地「油川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
 - 16) 横手市平鹿町吉田字上大谷地油川桑木分水工の「角間川堰」起点から下流「雄物川」の合流点まで
- 3 関係地区 横手市雄物川町、横手市大森町、横手市大雄、横手市平鹿町、横手市十文字町、大仙市及び雄勝郡羽後町
- 4 存続期間 免許の日から令和15年12月31日まで
- 5 申請期間 令和5年9月4日から令和5年10月27日まで
- 6 免許予定月日 令和6年1月1日

第5

- 1 公示番号 内共第5号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第五種共同漁業
 - (2) 漁業の名称 あゆ、いわな、やまめ、うぐい、こい、ふな、やつめ漁業
 - (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (4) 漁場の位置 横手市、大仙市及び仙北郡美郷町
 - (5) 漁場の区域
 - 1) 横手市山内三又字松沢133の85林班37小班「横手川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
 - 2) 横手市山内黒沢字堂の上56林班21小班「南俣沢」起点から下流「黒沢川」を含め「横手川」の合流点まで
 - 3) 横手市山内平野沢字金山沢40番116林班46小班「武道川」起点から下流「横手川」の合流点まで
 - 4) 横手市山内大松川字中村54番18林班47小班「松川」起点から下流「黒沢川」の合流点まで(「大松川ダム」軸上流300メートル及び下流300メートルの区域を除く)
 - 5) 横手市平鹿町吉田字大道3番「大戸川」起点から下流「横手川」の合流点まで
 - 6) 仙北郡美郷町六郷東根字蛇沢71の1番「出川」起点から下流「横手川」の合流点まで
 - 7) 横手市山内平野沢字岩野目沢19番地「岩野目沢」起点から下流「黒沢川」の合流点まで
 - 8) 横手市山内大松川字1の坂19林班17小班「金堀沢」起点から下流「松川」の合流点まで
 - 9) 横手市山内大松川字赤倉沢山22林班31小班「赤倉沢」起点から下流「松川」の合流点まで

- 10) 横手市山内大松川字倉下14林班41小班「赤水沢」起点から下流「松川」の合流点まで
- 11) 横手市山内大松川字嶽野屋敷27の2番地29林班2小班「大倉沢」起点から下流「松川」の合流点まで
- 12) 横手市山内大松川字抜倉9林班33小班「矢萩沢」起点から下流「松川」の合流点まで
- 13) 横手市山内黒沢字堂の上51林班99小班「北俣沢」起点から下流「黒沢川」の合流点まで
- 14) 横手市山内平野沢字石久田落合105林班29小班「平野沢」起点から下流「武道川」の合流点まで
- 15) 横手市平鹿町醍醐字当面町162国道13号線横断水路出口から下流横手市平鹿町吉田字大道3番「大戸川」までの「吉田幹線排水路」
- 16) 横手市山内字小松川34林班14小班「小松川」起点から「黒沢川」の合流点まで
- 17) 横手市山内字大松川松山国有林コヤバノ沢1001林班「松ノ沢」起点から「大松川」の合流点まで
- 18) 横手市山内南郷雄勝川80林班41小班「雄勝川」起点から「横手川」の合流点まで
- 19) 横手市山内三又桑ノ沢93林班1小班「桑ノ沢」起点から「横手川」の合流点まで
- 20) 横手市山内字土淵虫内虫内沢131林班75小班「虫内沢」起点から「横手川」の合流点まで
- 21) 横手市大沢上片倉沼山川52林班71小班+「沼山川」起点から「横手川」の合流点まで
- 22) 横手市睦成一の坂吉沢川32林班56小班「吉沢川」起点から「横手川」の合流点まで
- 23) 横手市杉沢字弥勒杉沢川25林班6小班「杉沢川」起点から「横手川」の合流点まで
- 24) 横手市婦気大堤字堤ノ下1番地先「頭無川」起点から「横手川」の合流点まで
- 3 関係地区 横手市（大森町、雄物川町、十文字町及び増田町を除く）大仙市角間川町及び仙北郡美郷町
- 4 存続期間 免許の日から令和15年12月31日まで
- 5 申請期間 令和5年9月4日から令和5年10月27日まで
- 6 免許予定月日 令和6年1月1日

第6

- 1 公示番号 内共第6号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第五種共同漁業
 - (2) 漁業の名称 あゆ、いわな、やまめ、うぐい、こい、ふな、やつめ、かじか漁業
 - (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (4) 漁場の位置 大仙市及び仙北郡美郷町
 - (5) 漁場の区域
 - 1) 大仙市角間川「旧旭川」の合流点から下流「蛭川堰」の合流点までの「雄物川」本流
 - 2) 大仙市内小友字賽の神「小友川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
 - 3) 大仙市内小友字石持「高寺川」起点から下流「小友川」の合流点まで
 - 4) 大仙市内小友字館前を起点とする「無名川」から下流「小友川」の合流点まで
 - 5) 大仙市太田町太田堀内沢国有林2152林班に小班「小堀内沢」起点から下流「真木川」の合流点まで
 - 6) 大仙市太田町太田字真木沢国有林2159林班ろ小班「一泊沢」起点から下流「朝日又沢」、「袖川沢」及び「真木川」を含め「斉内川」の合流点まで
 - 7) 大仙市太田町太田字真木沢国有林2164林班と小班「化物沢」起点から下流「真木川」の合流点まで
 - 8) 大仙市太田町太田字真木沢国有林2168林班ほ小班「七瀬沢」起点から下流「真木川」の合流点まで
 - 9) 大仙市太田町齋内字関根「斉内川」と「窪堰川」の分水点から下流大仙市長野蓮田地先の瀬川橋までの「斉内川」本流
 - 10) 大仙市太田町齋内字関根（分水）の「窪堰川」起点から下流「丸子川」の合流点まで
 - 11) 大仙市太田町川口字大台国有林2171林班ぬ小班「菅沼沢」起点から下流「窪堰川」の合流点まで
 - 12) 大仙市太田町今泉字惣行13民有林「今泉大台川」起点から下流「窪堰川」の合流点まで
 - 13) 大仙市太田町太田字川口沢国有林2175林班な小班「青意思加沢」起点から下流「北ノ又沢」及び「川口川」を含め「丸子川」の合流点まで
 - 14) 大仙市太田町太田字川口沢国有林2177林班ち小班「南ノ又沢」起点から下流「北ノ又沢」の合流点まで
 - 15) 仙北郡美郷町千畑浪花字大又国有林2183林班わ小班「大又沢」起点から下流「真昼川」を含め「川口川」の合流点まで
 - 16) 仙北郡美郷町千畑浪花字上村「矢島川」起点から下流「丸子川」の合流点まで
 - 17) 大仙市仙北善知鳥国有林2190林班は小班「大浅沢」起点から下流「向沢」の合流点まで
 - 18) 仙北郡美郷町字千屋善知鳥国有林2192林班に小班「向沢」起点から下流「善知鳥川」を含め「丸子川」の合流点まで
 - 19) 仙北郡美郷町字千屋善知鳥国有林2193林班ろ小班「向沢」起点から下流「向沢」の合流点まで

- 20) 仙北郡美郷町六郷東根瀧尻国有林2197林班り小班「信倉沢川」起点から下流「湯田沢川」の合流点まで
- 21) 仙北郡美郷町六郷東根瀧尻国有林2199林班と小班「金倉沢」起点から下流「湯田沢川」及び「丸子川」を含め「雄物川」の合流点まで
- 22) 仙北郡美郷町六郷東根瀧尻国有林2200林班と小班「白糸沢」起点から下流「金倉沢」の合流点まで
- 23) 仙北郡美郷町六郷東根瀧尻国有林2203林班と小班「黒森沢」起点から下流「大屋黒沢」の合流点まで
- 24) 仙北郡美郷町六郷字鐘田地先「奥福部内川」起点から下流「丸子川」の合流点まで
- 25) 仙北郡美郷町畑屋字羽貫谷地地先「福部内川」起点から下流「奥福部内川」の合流点まで
- 26) 仙北郡美郷町仙南金沢西根字水上地先「上総川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
- 27) 仙北郡美郷町六郷東根字七滝地先「七滝川」起点から下流「善知鳥川」の合流点まで
- 28) 大仙市中仙町鐘見内字鍛冶屋敷72番地先「与吉川」起点から下流「窪堰川」の合流点まで
- 29) 仙北郡美郷町千畑字大坂国有林2191林班れ小班「赤倉川」起点から下流「丸子川」の合流点まで
- 30) 仙北郡美郷町六郷東根瀧尻国有林2203林班そ小班「大屋黒沢」起点から下流「湯田沢川」の合流点まで
- 3 関係地区 大仙市大曲、若竹町、佐野町、朝日町、大花町、福田町、富士見町、幸町、美原町、泉町、花館上町、花館中町、花館柳町、戸蔭、飯田、川目、東川、和合、小貫高畑、花館、内小友、蛭川、藤木、下深井、六郷西根、四ツ屋、高関上郷、新谷地、松倉、角間川町、高梨、橋本、上野田、弘田、戸地谷、横堀、板見内、福田、堀見内、太田町及び仙北郡美郷町
- 4 存続期間 免許の日から令和15年12月31日まで
- 5 申請期間 令和5年9月4日から令和5年10月27日まで
- 6 免許予定月日 令和6年1月1日

第7

- 1 公示番号 内共第7号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第五種共同漁業
 - (2) 漁業の名称 あゆ、いわな、やまめ、うぐい、こい、ふな、やつめ漁業
 - (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (4) 漁場の位置 大仙市及び仙北市
 - (5) 漁場の区域
 - 1) 大仙市「蛭川堰」の合流点から下流大仙市皆別当長者屋敷地先「栩平川」の合流点までの「雄物川」本流
 - 2) 仙北市雲然「入見内川」の合流点から下流「雄物川」の合流点までの「玉川」本流
 - 3) 大仙市長野蓬田地先の瀬川橋から下流「玉川」の合流点までの「芥内川」本流
 - 4) 大仙市清水字上黒土地先「北川」起点から下流「玉川」の合流点まで
 - 5) 大仙市四ツ屋百瀬地先「万太郎川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
 - 6) 大仙市神宮寺字上渋川11番地先「渋川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
 - 7) 大仙市神宮寺字坂本59番地先「新町古川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
 - 8) 大仙市北檜岡字沖田19番地先「深山大堰川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
 - 9) 大仙市南外字大平17番地先「檜岡川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
 - 10) 大仙市南外字十二ヶ沢32の1番地先「荒沢川」起点から下流「湯元川」を含め「檜岡川」の合流点まで
 - 11) 大仙市南外字逆川1番地先「西の又川」起点から下流「檜岡川」の合流点まで
 - 12) 大仙市豊岡字小滝1番地の133地先「小滝川」起点から下流「芥内川」の合流点まで
- 3 関係地区 大仙市朝日町、大花町、上鶯野、北長野、北檜岡、佐野町、清水、下鶯野、神宮寺、高関上郷、豊岡、豊川、長戸呂、長野、南外、新谷地、花館上町、花館中町、花館柳町、富士見町、松倉、鐘見内、四ツ屋、若竹町及び仙北市角館町字下延
- 4 存続期間 免許の日から令和15年12月31日まで
- 5 申請期間 令和5年9月4日から令和5年10月27日まで
- 6 免許予定月日 令和6年1月1日

第8

- 1 公示番号 内共第8号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第五種共同漁業
 - (2) 漁業の名称 あゆ、いわな、やまめ、うぐい、かじか漁業
 - (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 仙北市

(5) 漁場の区域

- 1) 仙北市田沢湖生保内沢国有林3056林班い小班「生保内川」起点から下流「玉川」の合流点まで
 - 2) 仙北市田沢湖生保内沢国有林3057林班に小班「シトナイ沢」起点から下流「生保内川」の合流点まで
 - 3) 仙北市田沢湖生保内沢国有林3057林班に小班「ヒカノ沢」起点から下流「シトナイ沢」の合流点まで
 - 4) 仙北市田沢湖生保内沢国有林3056林班は小班「小コ沢」起点から下流「生保内川」の合流点まで
 - 5) 仙北市田沢湖生保内沢国有林3056林班に小班「大コ沢」起点から下流「生保内川」の合流点まで
 - 6) 仙北市田沢湖生保内沢国有林3055林班と小班「岩井沢」起点から下流「生保内川」の合流点まで
 - 7) 仙北市田沢湖生保内沢国有林3055林班り1小班「オソダテ沢」起点から下流「生保内川」の合流点まで
 - 8) 仙北市田沢湖生保内沢国有林3055林班ち小班「大黒沢」起点から下流「生保内川」の合流点まで
 - 9) 仙北市田沢湖生保内沢国有林3055林班り1小班「小黒沢」起点から下流「生保内川」の合流点まで
 - 10) 仙北市田沢湖生保内沢国有林3054林班て小班「大平沢」起点から下流「生保内川」の合流点まで
 - 11) 仙北市田沢湖生保内沢国有林3054林班た小班「堀木沢」起点から下流「生保内川」の合流点まで
 - 12) 仙北市田沢湖生保内沢国有林3053林班ね小班「六枚沢」起点から下流「生保内川」の合流点まで
 - 13) 仙北市田沢湖生保内字粕山55番地先「滝沢川」起点から下流「玉川」の合流点まで
 - 14) 仙北市田沢湖生保内字黒沢野31番地の1地先「黒沢川」起点から下流「玉川」の合流点まで
 - 15) 仙北市田沢湖生保内字黒沢野31番地の3地先「北桧木内川」起点から下流「玉川」の合流点まで
 - 16) 仙北市田沢湖駒ヶ岳国有林3052林班ろ小班「小先達川」起点から下流「玉川」の合流点まで
 - 17) 仙北市田沢湖駒ヶ岳国有林3052林班つ小班「先達川」起点から下流「玉川」の合流点まで
 - 18) 仙北市田沢湖先達沢国有林3047林班と1小班「馬形沢」起点から下流「先達川」の合流点まで
 - 19) 仙北市田沢湖先達沢国有林3047林班わ、及びか小班「小黒沢」起点から下流「先達川」の合流点まで
 - 20) 仙北市田沢湖先達沢国有林3048林班わ1小班「大黒沢」起点から下流「先達川」の合流点まで
 - 21) 仙北市田沢湖先達沢国有林3049林班そ小班「鳥坂沢」起点から下流「湯ノ沢川」の合流点まで
 - 22) 仙北市田沢湖先達沢国有林3049林班さ小班「湯ノ沢川」起点から下流「先達川」の合流点まで
 - 23) 仙北市田沢湖駒ヶ岳国有林3052林班な小班「黒湯沢」起点から下流「先達川」の合流点まで
 - 24) 仙北市田沢湖駒ヶ岳国有林3052林班たれ小班「蟹沢」起点から下流「先達川」の合流点まで
 - 25) 仙北市田沢湖生保内駒ヶ岳2番地の1地先「ホナナ沢」起点から下流「先達川」の合流点まで
 - 26) 仙北市田沢湖駒ヶ岳国有林3052林班か小班「石黒沢」起点から下流「先達川」の合流点まで
 - 27) 仙北市田沢湖生保内駒ヶ岳2番地の1地先「岩井沢」起点から下流「先達川」の合流点まで
 - 28) 仙北市田沢湖田沢字先達202番地の1地先「杉沢」起点から下流「玉川」の合流点まで
 - 29) 仙北市田沢湖田沢前郷沢林道地先大滝直下の「前郷沢」起点から下流「玉川」の合流点まで
 - 30) 仙北市田沢湖田沢字大深5番地の4地先「内田沢」起点から下流「玉川」の合流点まで
 - 31) 仙北市田沢湖見付田地先田沢湖発電所見付田取水口堰堤から下流「生保内川」の合流点までの「玉川」本流
 - 32) 仙北市田沢湖「生保内川」の合流点から下流「夏瀬ダム」までの「玉川」本流
 - 33) 仙北市田沢湖「刑部沢」と「金堀沢」の合流点の「長内沢」起点から下流「玉川」の合流点まで
 - 34) 仙北市田沢湖長内沢国有林3061林班け小班「屋敷沢」起点から下流「長内沢」の合流点まで
 - 35) 仙北市田沢湖長内沢国有林3061林班に、ほ小班「刑部沢」起点から下流「長内沢」の合流点まで
 - 36) 仙北市田沢湖長内沢国有林3060林班わ、か小班「金堀沢」起点から下流「長内沢」の合流点まで
 - 37) 仙北市田沢湖相内沢国有林3059林班境「相内沢」起点から下流「玉川」の合流点まで
- 3 関係地区 仙北市田沢湖生保内、刺巻、田沢及び玉川
- 4 存続期間 免許の日から令和15年12月31日まで
- 5 申請期間 令和5年9月4日から令和5年10月27日まで
- 6 免許予定月日 令和6年1月1日

第9

1 公示番号 内共第9号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類 第五種共同漁業
- (2) 漁業の名称 いwana、やまめ、うぐい、かじか漁業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 仙北市
- (5) 漁場の区域
 - 1) 仙北市田沢湖小和瀬沢国有林3030林班わ小班「湯の又沢」起点から下流「玉川ダム」まで

- 2) 仙北市田沢湖小和瀬沢国有林3031林班に小班「中ノ又沢」起点から下流「小和瀬川」の合流点まで
- 3) 仙北市田沢湖小和瀬沢国有林3031林班ほ小班「明通沢」起点から下流「中ノ又沢」の合流点まで
- 4) 仙北市田沢湖小和瀬沢国有林3031林班へ、ほ1小班「スズノ又沢」起点から下流「中ノ又沢」の合流点まで
- 5) 仙北市田沢湖小和瀬沢国有林3034林班わ小班「タツノクチ沢」起点から下流「中ノ又沢」の合流点まで
- 6) 仙北市田沢湖小和瀬沢国有林3036林班ぬ小班「小和瀬川」起点から下流「玉川ダム」まで
- 7) 仙北市田沢湖小和瀬沢国有林3034林班の小班「芦名沢」起点から下流「小和瀬川」の合流点まで
- 8) 仙北市田沢湖小和瀬沢国有林3035林班の小班「左芦名沢」起点から下流「芦名沢」の合流点まで
- 9) 仙北市田沢湖小和瀬沢国有林3035林班の小班「右芦名沢」起点から下流「芦名沢」の合流点まで
- 10) 仙北市田沢湖小和瀬沢国有林3035林班に小班「大沢」起点から下流「小和瀬川」の合流点まで
- 11) 仙北市田沢湖小和瀬沢国有林3039林班よ小班「濁沢」起点から下流「小和瀬川」の合流点まで
- 12) 仙北市田沢湖小和瀬沢国有林3040林班わ小班「赤沢」起点から下流「濁沢」の合流点まで
- 3 関係地区 仙北市田沢湖生保内、刺巻、田沢及び玉川
- 4 存続期間 免許の日から令和15年12月31日まで
- 5 申請期間 令和5年9月4日から令和5年10月27日まで
- 6 免許予定月日 令和6年1月1日

第10

- 1 公示番号 内共第10号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第五種共同漁業
 - (2) 漁業の名称 あゆ、いわな、やまめ、うぐい、やつめ、かじか漁業
 - (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (4) 漁場の位置 仙北市及び大仙市
 - (5) 漁場の区域
 - 1) 仙北市西木町上桧木内長沢国有林1070林班え小班「桧木内川」起点から下流「玉川」の合流点まで
 - 2) 仙北市西木町上桧木内鬼の又国有林1065林班ね小班「鬼の又沢」起点から下流「桧木内川」の合流点まで
 - 3) 仙北市西木町上桧木内戸沢国有林1071林班い小班「戸沢」起点から下流「桧木内川」の合流点まで
 - 4) 仙北市西木町上桧木内又沢国有林1062林班は小班「又沢」起点から下流「桧木内川」の合流点まで
 - 5) 仙北市西木町上桧木内靱内沢国有林1075林班ぬ小班「靱内沢」起点から下流「桧木内川」の合流点まで
 - 6) 仙北市西木町上桧木内「比内沢」の砂防ダム起点から下流「桧木内川」の合流点まで
 - 7) 仙北市西木町上桧木内浦子内国有林1055林班ち小班「浦子内沢」起点から下流「桧木内川」の合流点まで
 - 8) 仙北市西木町上桧木内堀内沢国有林1053林班ひ小班「堀内沢」起点から下流「桧木内川」の合流点まで
 - 9) 仙北市西木町桧木内小波内沢国有林1049林班は小班「大水端沢」起点から下流「小波内沢」の合流点まで
 - 10) 仙北市西木町桧木内小波内沢国有林1042林班い小班「釜石沢」から下流「小波内沢」を含め「桧木内川」の合流点まで
 - 11) 仙北市西木町桧木内相内沢国有林1085林班ち小班「相内沢」起点から下流「桧木内川」の合流点まで
 - 12) 仙北市西木町桧木内相内沢国有林1089林班れ小班「土倉沢」起点から下流「相内沢」の合流点まで
 - 13) 仙北市西木町桧木内土熊沢国有林1094林班は1小班「土熊沢」起点から下流「桧木内川」の合流点まで
 - 14) 仙北市西木町桧木内相沢国有林1029林班ろ小班「相沢」起点から下流「桧木内川」の合流点まで
 - 15) 仙北市西木町桧木内新瀬沢国有林1027林班は小班「東の又沢」起点から下流「桧木内川」の合流点まで
 - 16) 仙北市西木町桧木内二瀬沢国有林1096林班か小班「二瀬沢」起点から下流「濁尻川」の合流点まで
 - 17) 仙北市西木町山谷沢国有林1102林班い小班「濁尻川」起点から下流「桧木内川」の合流点まで
 - 18) 仙北市西木町大石沢国有林1020林班い小班「北の又沢」起点から下流「大石沢川」を含め「桧木内川」の合流点まで
 - 19) 仙北市西木町大石沢国有林1017林班へ小班「西の又沢」起点から下流「大石沢川」の合流点まで
 - 20) 仙北市西木町大羅迦内国有林1014林班ち小班「北の又沢」起点から下流「大ラカナイ沢」を含め「桧木内川」の合流点まで
 - 21) 仙北市西木町大羅迦内国有林1013林班い小班「西の又沢」起点から下流「大ラカナイ沢」の合流点まで
 - 22) 仙北市角館町山谷川崎山谷山国有林1009林班ち小班「山谷川」起点から下流「桧木内川」の合流点まで
 - 23) 仙北市西木町小淵野小白川国有林1114林班ほ小班「岳沢」起点から下流「小白川」を含め「院内川」の合流点まで
 - 24) 仙北市田沢湖岡崎院内山国有林1128林班ほ小班「院内川」起点から下流「桧木内川」の合流点まで
 - 25) 仙北市田沢湖卒田柳沢柴倉国有林1146林班は小班「柴倉沢」起点から下流「才津川」を含め「院内川」の合流点まで

流点まで

- 26) 大仙市豊岡入角山国有林1181林班こ小班「南の又沢」起点から下流「斎藤川」を含め「玉川」の合流点まで
 - 27) 仙北市田沢湖神代「夏瀬ダム」から下流仙北市角館町下延「入見内川」合流点までの玉川本流
 - 28) 仙北市角館町山谷川崎栗田65番地先「入見内川」起点から下流「玉川」の合流点まで
 - 29) 仙北市角館町白岩広久内堀内沢国有林1174林班い小班「堀内沢」起点から下流「玉川」の合流点まで
 - 30) 仙北市角館町白岩堀内沢国有林1177林班そ小班「小玉沢」起点から下流「玉川」の合流点まで
 - 31) 仙北市角館町白岩広久内大広久内山国有林1178林班か小班「行太沢」起点から下流「玉川」の合流点まで
 - 32) 仙北市西木町桧木内新瀬沢国有林1024林班へ小班「西の又沢」起点から下流「東の又沢」の合流点まで
 - 33) 仙北市角館町西長野地先外日三市国有林1002林班に小班外日三市林道終端を起点とする「無名沢」から下流「入見内川」の合流点まで
- 3 関係地区 仙北市角館町、西木町、田沢湖神代、田沢湖梅沢、田沢湖岡崎、田沢湖卒田、大仙市上鶯野及び下鶯野
 - 4 存続期間 免許の日から令和15年12月31日まで
 - 5 申請期間 令和5年9月4日から令和5年10月27日まで
 - 6 免許予定月日 令和6年1月1日

第11

- 1 公示番号 内共第11号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第五種共同漁業
 - (2) 漁業の名称 あゆ、いわな、やまめ、うぐい、こい、ふな、やつめ、かじか漁業
 - (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (4) 漁場の位置 大仙市及び秋田市
 - (5) 漁場の区域
 - 1) 大仙市皆別当長者屋敷地先「栲平川」の合流点から下流秋田市雄和川添字黒瀬の黒瀬橋下流橋脚までの「雄物川」本流
 - 2) 大仙市円行寺字オリの沢9番の2「栲平川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
 - 3) 大仙市円行寺字上田の沢17番地先「大沢川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
 - 4) 大仙市土川宇杉の沢39番地先「土買川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
 - 5) 大仙市土川宇鬼頭沢75番地先「心像川」起点から下流「土買川」の合流点まで
 - 6) 大仙市土川宇オドシ沢1番地先「芦沢川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
 - 7) 大仙市協和船岡字大川前国有林2054林班ろ小班「朝日又沢」起点から下流「淀川」を含め「雄物川」の合流点まで（「協和ダム」軸上流500メートル及び下流130メートルの区域を除く）
 - 8) 大仙市協和船岡字大川前国有林2041林班「杉長根沢」起点から下流「荒木又沢」を含め「淀川」の合流点まで
 - 9) 大仙市協和船岡字大川前国有林2023林班ほ小班「遅沢」起点から下流「淀川」の合流点まで
 - 10) 大仙市協和船岡字小黒川前国有林2013林班い小班「タモギ沢」起点から下流「淀川」の合流点まで
 - 11) 大仙市協和中淀川字一「古種沢」起点から下流「淀川」の合流点まで
 - 12) 大仙市協和荒川字牛沢又沢国有林2095林班い小班「荒川」起点から下流「淀川」の合流点まで
 - 13) 大仙市協和荒川字奥山沢国有林2112林班い小班「大高沢」起点から下流「繫川」の合流点まで
 - 14) 秋田市雄和萱ヶ沢字中田20の5地先「新波川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
 - 15) 秋田市雄和平尾鳥字「藤森川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
 - 16) 大仙市協和船岡字大川前国有林2077林班い6小班「大トッコ森沢」起点から下流「荒川」の合流点まで
 - 17) 大仙市協和船岡字大川前国有林2036林班ろ小班「小岩城沢」起点から下流「荒木又沢」の合流点まで
 - 18) 大仙市協和船岡字大川前国有林2050林班に小班「滝ノ又沢」起点から下流「朝日又沢」の合流点まで
 - 19) 大仙市協和船岡字大川前国有林2069林班い小班「庄内沢」起点から下流「淀川」の合流点まで
 - 20) 大仙市協和稲沢字志戸橋「繫川」起点から下流「荒川」の合流点まで
 - 21) 大仙市協和稲沢字諏訪山出口9番地先「諏訪山川」起点から下流「繫川」の合流点まで
- 3 関係地区 大仙市西仙北、協和及び秋田市雄和
- 4 存続期間 免許の日から令和15年12月31日まで
- 5 申請期間 令和5年9月4日から令和5年10月27日まで
- 6 免許予定月日 令和6年1月1日

第12

- 1 公示番号 内共第12号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第五種共同漁業
 - (2) 漁業の名称 あゆ、いわな、やまめ、うぐい、やつめ、かじか漁業
 - (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (4) 漁場の位置 秋田市
 - (5) 漁場の区域
 - 1) 秋田市河辺岩見字善知鳥坂11番旧三菱発電所えん堤の「岩見川」起点から下流「雄物川」の合流点まで
 - 2) 秋田市河辺岩見国有林266林班ろ小班大石岳の「大又川」起点から下流「岩見川」の合流点まで
 - 3) 秋田市河辺岩見国有林267林班へ小班「丹波沢」起点から下流「大又川」の合流点まで
 - 4) 秋田市河辺岩見国有林270林班そ小班「中又沢」起点から下流「朝日又川」を含め「大又川」の合流点まで
 - 5) 秋田市河辺岩見国有林283林班の小班「小又沢」起点から下流「小又川」を含め「岩見川」の合流点まで
 - 6) 秋田市河辺岩見国有林257林班ね小班「茂倉沢」起点から下流「小出沢」を含め「岩見川」の合流点まで
 - 7) 秋田市河辺岩見国有林250林班へ「杉沢川」起点から下流「岩見川」の合流点まで
 - 8) 秋田市河辺財の神国有林230林班い小班「三内川」起点から下流「岩見川」の合流点まで
 - 9) 秋田市河辺財の神国有林228林班へ小班「焼森沢」起点から下流「赤倉沢」を含め「三内川」の合流点まで
 - 10) 秋田市河辺財の神国有林229林班さ小班「大滝又沢」起点から下流「三内川」の合流点まで
 - 11) 秋田市河辺財の神国有林230林班も小班「中芝沢」起点から下流「三内川」の合流点まで
 - 12) 秋田市河辺財の神国有林232林班む小班「院瀬沢」起点から下流「三内川」の合流点まで
 - 13) 秋田市河辺財の神国有林237林班に小班「上荒沢」起点から下流「三内川」の合流点まで
 - 14) 秋田市河辺財の神国有林221林班に小班「大杉沢」起点から下流「井出舞沢」を含め「三内川」の合流点まで
 - 15) 秋田市河辺財の神国有林241林班ほ小班「深淵沢」起点から下流「三内川」の合流点まで
 - 16) 秋田市河辺財の神国有林203林班ろ小班「長滝沢」起点から下流「丸舞川」を含め「三内川」の合流点まで
 - 17) 秋田市河辺財の神国有林208林班に小班「貝倉沢」起点から下流「南又沢」を含め「丸舞川」の合流点まで
 - 18) 秋田市河辺神内字小滝17番地「神内川」起点から下流「岩見川」の合流点まで
 - 19) 秋田市河辺北野田高屋畑字務沢19番地「梵字川」起点から下流「岩見川」の合流点まで
 - 20) 秋田市雄和川添字黒瀬の黒瀬橋下流橋脚から下流秋田市新屋河口までの「雄物川」本流（秋田市新屋雄物川水門から河口までの旧雄物川を除く）
 - 21) 秋田市河辺財の神国有林201林班い小班「籠滝沢」起点から下流「北又川」を含め「丸舞川」の合流点まで
 - 22) 秋田市河辺財の神国有林208林班に小班「ネスギノ沢」起点から下流「南又沢」を含め「丸舞川」の合流点まで
 - 23) 秋田市河辺財の神国有林238林班む小班「シシ沢」起点から下流「三内川」の合流点まで
 - 24) 秋田市河辺財の神国有林234林班へ小班「下院瀬沢」起点から下流「院瀬沢」の合流点まで
 - 25) 秋田市河辺財の神国有林233班林ち小班「中院瀬沢」起点から下流「院瀬沢」の合流点まで
 - 26) 秋田市河辺財の神国有林219班林ろ小班「西荒沢」起点から下流「井出舞沢」の合流点まで
 - 27) 秋田市河辺財の神国有林215林班り小班「下クタノ沢」起点から下流「井出舞沢」の合流点まで
 - 28) 秋田市河辺財の神国有林216林班に小班「上クタノ沢」起点から下流「井出舞沢」の合流点まで
 - 29) 秋田市河辺岩見国有林248林班つ小班「荒川」起点から下流「杉沢川」の合流点まで
 - 30) 秋田市河辺岩見国有林263林班お小班「荒沢川」起点から下流「大又川」の合流点まで
 - 31) 秋田市河辺岩見国有林264林班い小班「バンドリ沢」起点から下流「大又川」の合流点まで
 - 32) 秋田市河辺岩見国有林265林班に小班「砥沢」起点から下流「大又川」の合流点まで
 - 33) 秋田市河辺岩見国有林279林班ね小班「台切沢」起点から下流「小又川」の合流点まで
 - 34) 秋田市河辺岩見国有林264林班は小班「滝の沢」起点から下流「大又川」の合流点まで
- 3 関係地区 秋田市（秋田市雄和を除く）
- 4 存続期間 免許の日から令和15年12月31日まで
- 5 申請期間 令和5年9月4日から令和5年10月27日まで
- 6 免許予定月日 令和6年1月1日

第13

- 1 公示番号 内共第13号
- 2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類 第五種共同漁業
- (2) 漁業の名称 さくらます漁業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 湯沢市、雄勝郡東成瀬村、雄勝郡羽後町、横手市、大仙市、仙北郡美郷町、仙北市及び秋田市
- (5) 漁場の区域
 - 1) 「内共第1号」の漁場の区域
 - 2) 「内共第2号」の漁場の区域
 - 3) 「内共第3号」の漁場の区域
 - 4) 「内共第4号」の漁場の区域
 - 5) 「内共第5号」の漁場の区域
 - 6) 「内共第6号」の漁場の区域
 - 7) 「内共第7号」の漁場の区域
 - 8) 「内共第10号」の漁場の区域
 - 9) 「内共第11号」の漁場の区域
 - 10) 「内共第12号」の漁場の区域
- 3 関係地区 湯沢市、雄勝郡東成瀬村、雄勝郡羽後町、横手市、大仙市、仙北郡美郷町、仙北市及び秋田市
- 4 存続期間 免許の日から令和15年12月31日まで
- 5 申請期間 令和5年9月4日から令和5年10月27日まで
- 6 免許予定月日 令和6年1月1日

第14

- 1 公示番号 内共第14号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第五種共同漁業
 - (2) 漁業の名称 あゆ、いわな、やまめ、うぐい漁業
 - (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (4) 漁場の位置 鹿角市
 - (5) 漁場の区域
 - 1) 鹿角市八幡平字湯瀬安南岩6番地先の岩手県境から下流鹿角市十和田地先「土深井川」の合流点までの「米代川」本流
 - 2) 鹿角市八幡平字棒岱野外3国有林3119林班り小班「穴内沢」起点から下流「米代川」の合流点まで
 - 3) 鹿角市八幡平字棒岱野外3国有林3121林班く1小班「大又沢」起点から下流「居熊井沢」を含め「米代川」の合流点まで
 - 4) 鹿角市八幡平字棒岱野外3国有林3120林班む小班「小又沢」起点から下流「居熊井沢」の合流点まで
 - 5) 鹿角市八幡平字柴内山外9国有林3110林班め小班「非瀬沢」起点から下流「米代川」の合流点まで
 - 6) 鹿角市八幡平字柴内山外9国有林3108林班ら小班「浦志内沢」起点から下流「米代川」の合流点まで
 - 7) 鹿角市八幡平字熊沢外8国有林3140林班は小班「熊沢川」起点から下流「米代川」の合流点まで
 - 8) 鹿角市八幡平字熊沢外8国有林3144林班は小班「猫沢」起点から下流「熊沢川」の合流点まで
 - 9) 鹿角市八幡平字熊沢外8国有林3129林班い2小班「小折ヶ島沢」起点から下流「折ヶ島沢」の合流点まで
 - 10) 鹿角市八幡平字熊沢外8国有林3128林班は小班「折ヶ島沢」起点から下流「熊沢川」の合流点まで
 - 11) 鹿角市八幡平字熊沢外8国有林3125林班る小班「駒ヶ崎沢」起点から下流「江戸川」を含め「熊沢川」の合流点まで
 - 12) 鹿角市八幡平字深中田1番地1「水沢」起点から下流「熊沢川」の合流点まで
 - 13) 鹿角市八幡平字滝の畑71番地先「沢内川」起点から下流「熊沢川」の合流点まで
 - 14) 鹿角市八幡平字熊沢外8国有林3145林班た小班「東の又沢」起点から下流「榎内川」を含め「熊沢川」の合流点まで
 - 15) 鹿角市八幡平字熊沢外8国有林3149林班よ小班「田の沢」起点から下流「榎内川」の合流点まで
 - 16) 鹿角市八幡平字熊沢外8国有林3147林班ろ小班「湯の沢」起点から下流「田の沢」の合流点まで
 - 17) 鹿角市八幡平字熊沢外8国有林3151林班と小班「水沢」起点から下流「熊沢川」の合流点まで
 - 18) 鹿角市八幡平字熊沢外8国有林3163林班わ小班「夜明島川」起点から下流「米代川」の合流点まで
 - 19) 鹿角市八幡平字熊沢外8国有林3160林班か小班「栗根沢」起点から下流「夜明島川」の合流点まで
 - 20) 鹿角市八幡平字熊沢外8国有林3158林班は小班「岩谷沢」起点から下流「夜明島川」の合流点まで
 - 21) 鹿角市八幡平字熊沢外8国有林3155林班む小班「大堀内沢」起点から下流「夜明島川」の合流点まで

- 22) 鹿角市八幡平宇熊沢外8国有林3153林班め小班「小堀内沢」起点から下流「夜明島川」の合流点まで
 - 23) 鹿角市八幡平宇熊沢外8国有林3169林班こ小班「早稲山沢」起点から下流「夜明島川」の合流点まで
 - 24) 鹿角市十和田大湯字大湯外16国有林3053林班た小班「小国川」落合橋の橋脚から下流「米代川」の合流点までの「大湯川」本流
 - 25) 鹿角市十和田大湯字大湯外16国有林3057林班ふ1小班「大清水川」起点から下流「小国川」落合橋の橋脚の「大湯川」の合流点まで
 - 26) 鹿角市十和田大湯字大湯外16国有林3059林班へ1小班「浅繫沢」起点から下流「大清水川」の合流点まで
 - 27) 鹿角市十和田大湯字大湯外16国有林3055林班わ小班「杉ノ沢」の合流点の「小国川」起点から下流「大清水川」の合流点まで
 - 28) 鹿角市十和田大湯字大湯外16国有林3056林班わ小班「西津久保沢」起点から下流「小国川」の合流点まで
 - 29) 鹿角市十和田大湯字大湯外16国有林3054林班い小班「田代川」起点から下流「大清水川」の合流点まで
 - 30) 鹿角市十和田大湯字大湯外16国有林3054林班い1小班を起点とする「無名川」から下流「田代川」の合流点まで
 - 31) 鹿角市十和田大湯字大湯外16国有林3051林班ろ小班「冷川沢」起点から下流「広森川」を含め「大湯川」の合流点まで
 - 32) 鹿角市十和田大湯字大湯外16国有林3050林班い15小班「温川沢」起点から下流「広森川」の合流点まで
 - 33) 鹿角市十和田大湯字大湯外16国有林3046林班れ3小班「大根津戸沢」起点から下流「大湯川」の合流点まで
 - 34) 鹿角市十和田大湯字大湯外16国有林3043林班い小班「土滝沢」起点から下流「大楽前沢」を含め「大湯川」の合流点まで
 - 35) 鹿角市十和田大湯字大湯外16国有林3064林班ろ小班「上金堀沢」起点から下流「堀内川」を含め「大湯川」の合流点まで
 - 36) 鹿角市十和田大湯字大湯外16国有林3062林班な小班「東ノ沢」起点から下流「面内川」を含め「大湯川」の合流点まで
 - 37) 鹿角市十和田大湯字大湯外16国有林3048林班な小班「湯ノ又沢」起点から下流「大湯川」の合流点まで
 - 38) 鹿角市十和田大湯字大湯外16国有林福倉沢支線終点3067林班け小班「福倉沢」起点から下流「安久谷川」を含め「大湯川」の合流点まで
 - 39) 鹿角市十和田大湯字大湯外16国有林西ノ又3058林班て小班「山中沢」起点から下流「大清水川」の合流点まで
 - 40) 鹿角市十和田大湯字大湯外16国有林3039林班ぬ小班「新田釜屋沢」起点から下流「汁毛川」を含め「小坂川」の合流点まで
 - 41) 鹿角市と鹿角郡小坂町の行政境界から下流「大湯川」の合流点までの「小坂川」本流
- 3 関係地区 鹿角市
 - 4 存続期間 免許の日から令和15年12月31日まで
 - 5 申請期間 令和5年9月4日から令和5年10月27日まで
 - 6 免許予定月日 令和6年1月1日

第15

- 1 公示番号 内共第15号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第五種共同漁業
 - (2) 漁業の名称 あゆ、いわな、やまめ、うぐい、こい、ふな漁業
 - (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (4) 漁場の位置 大館市及び鹿角市
 - (5) 漁場の区域
 - 1) 大館市比内町字炭谷沢外12国有林1062林班ほ小班「泥繫沢」起点から下流「犀川」を含め「米代川」の合流点まで
 - 2) 大館市比内町字炭谷沢外12国有林1071林班に小班「戸沢」起点から下流「犀川」の合流点まで
 - 3) 大館市比内町字炭谷沢外12国有林1075林班つ小班「大差部沢」起点から下流「犀川」の合流点まで
 - 4) 大館市比内町字炭谷沢外12国有林1054、1056、1057林班境界「芦内沢」起点から下流「犀川」の合流点まで
 - 5) 大館市比内町字炭谷沢外12国有林1041林班り小班「安間内沢」起点から下流「犀川」の合流点まで
 - 6) 大館市比内町字炭谷沢外12国有林1080林班ち小班「棚沢」起点から下流「犀川」の合流点まで
 - 7) 大館市比内町字丹内沢外5国有林1094林班い小班「長部沢」起点から下流「犀川」の合流点まで
 - 8) 大館市比内町字丹内沢外5国有林1116林班ろ小班「丹内沢」起点から下流「犀川」の合流点まで

- 9) 大館市比内町独鈷字「炭谷沢」堰提から下流「犀川」の合流点まで
 - 10) 大館市比内町味噌内字「間戸石沢」砂防堰提から下流「味噌内川」を含め「犀川」の合流点まで
 - 11) 大館市比内町味噌内字「二又沢」溜池堤防から下流「味噌内川」の合流点まで
 - 12) 大館市字戸沢外4中山沢国有林1010林班ろ小班「階子沢」起点から下流「中山沢」を含め「米代川」の合流点まで
 - 13) 大館市字戸沢外4国有林1013林班に小班「別后沢」起点から下流「中山沢」の合流点まで
 - 14) 大館市字戸沢外4国有林1014林班へ小班「軽井沢」起点から下流「米代川」の合流点まで
 - 15) 大館市大滝字「大滝沢」小提起点から下流「米代川」の合流点まで
 - 16) 大館市十二所「平内沢」砂防堰提から下流「米代川」の合流点まで
 - 17) 大館市字戸沢外4国有林1030林班り小班「旭沢」起点から下流「米代川」の合流点まで
 - 18) 大館市葛原「上の沢」小真木材道橋起点から下流「米代川」の合流点まで
 - 19) 大館市別字所沢国有林1035林班は小班「別所沢」起点から下流「米代川」の合流点まで
 - 20) 大館市十二所「猿田沢」起点から下流「米代川」の合流点まで
 - 21) 鹿角市十和田地先「土深井川」の合流点から下流大館市船場地先「犀川」の合流点までの「米代川」本流
- 3 関係地区 大館市比内町及び鹿角市十和田末広
 - 4 存続期間 免許の日から令和15年12月31日まで
 - 5 申請期間 令和5年9月4日から令和5年10月27日まで
 - 6 免許予定月日 令和6年1月1日

第16

- 1 公示番号 内共第16号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第五種共同漁業
 - (2) 漁業の名称 あゆ、いわな、やまめ、うぐい、こい、ふな漁業
 - (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (4) 漁場の位置 大館市
 - (5) 漁場の区域
 - 1) 大館市船場地先「犀川」の合流点から下流大館市横岩地先「山田川」合流点までの「米代川」本流
 - 2) 大館市字大茂内沢外2国有林64林班い小班「長木川」起点から下流「米代川」の合流点まで
 - 3) 大館市字大茂内沢外2国有林14林班と18林班の合流点の「小雪沢」起点から下流「長木川」の合流点まで
 - 4) 大館市字大茂内沢外2国有林123林班ち小班「大新沢」起点から下流「長木川」の合流点まで
 - 5) 大館市字大茂内沢外2国有林111林班い小班「深沢」起点から下流「長木川」の合流点まで
 - 6) 大館市字大茂内沢外2国有林100林班は小班「赤沢」起点から下流「長木川」の合流点まで
 - 7) 大館市字大茂内沢外2国有林92林班わ小班「鯰沢」起点から下流「長木川」の合流点まで
 - 8) 大館市字大茂内沢外2国有林73林班い3小班「支根刈沢」起点から下流「長木川」の合流点まで
 - 9) 大館市字大茂内沢外2国有林38林班い小班「大川目沢」起点から下流「長木川」の合流点まで
 - 10) 大館市字大茂内沢外2国有林49林班は小班「長沢」起点から下流「大川目沢」の合流点まで
 - 11) 大館市字大茂内沢外2国有林43林班へ小班「折敷仮戸沢」起点から下流「大川目沢」の合流点まで
 - 12) 大館市字尻合沢外3国有林158林班い小班「下内川」起点から下流「長木川」の合流点まで
 - 13) 大館市字尻合沢外3国有林137林班と小班「尻合沢」起点から下流「下内川」の合流点まで
- 3 関係地区 大館市（大館市比内町、早口、岩瀬、山田、外川原及び長坂を除く）
- 4 存続期間 免許の日から令和15年12月31日まで
- 5 申請期間 令和5年9月4日から令和5年10月27日まで
- 6 免許予定月日 令和6年1月1日

第17

- 1 公示番号 内共第17号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第五種共同漁業
 - (2) 漁業の名称 あゆ、いわな、やまめ、うぐい、こい、ふな漁業
 - (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (4) 漁場の位置 大館市
 - (5) 漁場の区域

- 1) 大館市早口字早口沢外 3 国有林2221林班ほ 2 小班「澄川沢」起点から下流「早口川」を含め「米代川」の合流点まで
 - 2) 大館市早口字早口沢外 3 国有林2219林班ほ 小班「長慶沢」起点から下流「澄川沢」の合流点まで
 - 3) 大館市早口字早口沢外 3 国有林2216林班ろ 小班「沼ノ沢」起点から下流「早口川」の合流点まで
 - 4) 大館市早口字早口沢外 3 国有林2215林班ろ 小班「逢沢」起点から下流「沼ノ沢」の合流点まで
 - 5) 大館市早口字早口沢外 3 国有林2223林班ま 小班「上荒沢」起点から下流「澄川沢」の合流点まで
 - 6) 大館市早口字早口沢外 3 国有林2224林班ほ 小班「下荒沢」起点から下流「大川目川」の合流点まで
 - 7) 大館市早口字早口沢外 3 国有林2226林班ぬ 小班「オップ沢」起点から下流「大川目川」の合流点まで
 - 8) 大館市早口字早口沢外 3 国有林2231林班た 小班「小高四郎沢」起点から下流「早口川」の合流点まで
 - 9) 大館市早口字早口沢外 3 国有林2250林班ろ 小班「長沢」起点から下流「薄市沢」の合流点まで
 - 10) 大館市早口字早口沢外 3 国有林2253林班は 小班「東又沢」起点から下流「長沢」の合流点まで
 - 11) 大館市早口字早口沢外 3 国有林2245林班ろ 小班「薄市沢」起点から下流「早口川」の合流点まで
 - 12) 大館市早口字早口沢外 3 国有林2239林班い 小班「寄沢」起点から下流「薄市沢」の合流点まで
 - 13) 大館市早口字早口沢外 3 国有林2207林班ち 小班「高岨沢」起点から下流「早口川」の合流点まで
 - 14) 大館市早口字早口沢外 3 国有林2268林班へ 小班「味噌内沢」起点から下流「早口川」の合流点まで
 - 15) 大館市早口字早口沢外 3 国有林2262林班は 1 小班「小滝沢」起点から下流「味噌内沢」の合流点まで
 - 16) 大館市早口字早口沢外 3 国有林2285林班い 2 小班「平滝沢」起点から下流「味噌内沢」の合流点まで
 - 17) 大館市早口字早口沢外 3 国有林2276林班ろ 小班「中ノ沢」起点から下流「平滝沢」の合流点まで
 - 18) 大館市早口字早口沢外 3 国有林2294林班ほ 小班「小木津沢」起点から下流「味噌内沢」の合流点まで
 - 19) 大館市岩瀬字岩瀬沢外 1 国有林2320林班へ 小班「荒沢」起点から下流「大川目川」及び「岩瀬川」を含め「米代川」の合流点まで
 - 20) 大館市岩瀬字岩瀬沢外 1 国有林2318林班か 小班「大広手沢」起点から下流「大川目川」の合流点まで
 - 21) 大館市岩瀬字岩瀬沢外 1 国有林2317林班り 小班「外白爪沢」起点から下流「大川目川」の合流点まで
 - 22) 大館市岩瀬字岩瀬沢外 1 国有林2328林班と 小班「奥西ノ又沢」起点から下流「露原沢」の合流点まで
 - 23) 大館市岩瀬字岩瀬沢外 1 国有林2331林班ほ 小班「露原沢」起点から下流「大川目川」の合流点まで
 - 24) 大館市岩瀬字岩瀬沢外 1 国有林2335林班ぬ 小班「赤円沢」起点から下流「大川目川」の合流点まで
 - 25) 大館市岩瀬字岩瀬沢外 1 国有林2356林班い 小班「繫沢」起点から下流「大川目川」の合流点まで
 - 26) 大館市岩瀬字岩瀬沢外 1 国有林2380林班い 小班「内町沢」起点から下流「大川目川」の合流点まで
 - 27) 大館市岩瀬字岩瀬沢外 1 国有林2398林班い 小班「平戸内沢」起点から下流「岩瀬川」の合流点まで
 - 28) 大館市岩瀬字岩瀬沢外 1 国有林2416林班は 小班「目名市沢」起点から下流「岩瀬川」の合流点まで
 - 29) 大館市岩瀬字岩瀬沢外 1 国有林2302林班ほ 小班「板沢」起点から下流「岩瀬川」の合流点まで
 - 30) 大館市横岩地先「山田川」の合流点から下流大館市と北秋田市の行政境界までの米代川本流
- 3 関係地区 大館市早口、岩瀬、山田、外川原及び長坂
 - 4 存続期間 免許の日から令和15年12月31日まで
 - 5 申請期間 令和5年9月4日から令和5年10月27日まで
 - 6 免許予定月日 令和6年1月1日

第18

- 1 公示番号 内共第18号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第五種共同漁業
 - (2) 漁業の名称 あゆ、いわな、やまめ、うぐい、こい、ふな漁業
 - (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (4) 漁場の位置 北秋田市
 - (5) 漁場の区域
 - 1) 北秋田市と大館市の行政境界から下流北秋田市鷹巣町蟹沢地先の翔鷹大橋までの「米代川」本流
 - 2) 北秋田市七日市字孫助岱66「小猿部川」起点から下流「米代川」の合流点まで
 - 3) 北秋田市小森字長渡34「小森川」起点から下流「小猿部川」の合流点まで
 - 4) 北秋田市字仙戸石沢外 3 国有林2158林班は 小班「大舟木沢」起点から下流「小猿部川」の合流点まで
 - 5) 北秋田市字奥見内沢外 5 国有林2093林班ほ 小班「焼山沢」起点から下流「小猿部川」の合流点まで
 - 6) 北秋田市字奥見内沢外 5 国有林2106林班ろ 小班「奥見内沢」起点から下流「小猿部川」の合流点まで
 - 7) 北秋田市字仙戸石沢外 3 国有林2151林班ぬ 小班「奥升沢」起点から下流「小猿部川」の合流点まで
 - 8) 北秋田市字仙戸石沢外 3 国有林2147林班か 小班「東ノ又沢」起点から下流「仙戸石沢」を含め「小猿部川」

の合流点まで

- 9) 北秋田市字仙戸石沢外3 国有林2142林班そ小班「大湯津内沢」起点から下流「小猿部川」の合流点まで
 - 10) 北秋田市字仙戸石沢外3 国有林2141林班よ小班「大湯津内沢」起点から下流「小猿部川」の合流点まで
 - 11) 北秋田市栄字吉ヶ沢58の1「吉ヶ沢」起点から下流「摩当川」の合流点まで
 - 12) 北秋田市字岩ノ目外3 国有林2048林班ち小班「桧沢」起点から下流「摩当川」を含め「米代川」の合流点まで
 - 13) 北秋田市栄字地上ミ田ノ沢15「田沢川」起点から下流「米代川」の合流点まで
 - 14) 北秋田市字綴子沢外1 国有林2028林班ろ小班「糠沢川」起点から下流「米代川」の合流点まで
 - 15) 北秋田市字綴子沢外1 国有林2004林班へ小班「綴子川」起点から下流「米代川」の合流点まで
 - 16) 北秋田市字黒沢外2 国有林2582林班ぬ小班「焼板戸沢」起点から下流「米代川」の合流点まで
 - 17) 北秋田市字綴子沢外1 国有林2016林班わ小班、2020林班ろ小班「西又沢」起点から下流「糠沢川」の合流点まで
 - 18) 北秋田市字仙戸石沢外3 国有林2146林班へ、と小班「大寒沢」起点から下流「仙戸石沢」の合流点まで
 - 19) 北秋田市字仙戸石沢外3 国有林2146林班と、つ小班「小寒沢」起点から下流「大寒沢」の合流点まで
 - 20) 北秋田市脇神字湯車大沢境26の2番地先「湯車川」起点から下流「旧小猿部川」を含め「小猿部川」の合流点まで
- 3 関係地区 北秋田市鷹巣、元町、大町、材木町、旭町、住吉町、米代町、松葉町、花園町、宮前町、七日町、脇神、小森、中屋敷、栄、綴子、掛泥、坊沢及び前山
- 4 存続期間 免許の日から令和15年12月31日まで
- 5 申請期間 令和5年9月4日から令和5年10月27日まで
- 6 免許予定月日 令和6年1月1日

第19

- 1 公示番号 内共第19号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第五種共同漁業
 - (2) 漁業の名称 あゆ、いわな、やまめ、うぐい、やつめ漁業
 - (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (4) 漁場の位置 北秋田市、上小阿仁村及び能代市
 - (5) 漁場の区域
 - 1) 北秋田市鷹巣町蟹沢地先の翔鷹大橋から下流「藤琴川」の合流点までの「米代川」本流
 - 2) 北秋田市阿仁比立内「岩井ノ又沢」合流点の「当川」起点から下流「米代川」の合流点までの阿仁川本流
 - 3) 北秋田市「太平湖」ダムゲートから下流「森吉山ダム湖」を含め「阿仁川」の合流点までの「小又川」本流
 - 4) 北秋田郡上小阿仁村南沢地先「藤沢」合流点の「小阿仁川」起点から下流「阿仁川」の合流点まで
 - 5) 北秋田郡上小阿仁村小沢田外2字小沢田外6 国有林137林班は小班「大内沢」起点から下流「小阿仁川」の合流点まで
 - 6) 北秋田郡上小阿仁村小沢田外2字小沢田外6 国有林150林班い小班「小沢田川」起点から下流「小阿仁川」の合流点まで
 - 7) 北秋田郡上小阿仁村小沢田外2字小沢田外6 国有林143林班い小班「友倉川」起点から下流「小阿仁川」の合流点まで
 - 8) 北秋田郡上小阿仁村五反沢外2字長滝外2 国有林11林班よ小班「五反沢川」起点から下流「小阿仁川」の合流点まで
 - 9) 北秋田郡上小阿仁村仏社字仏社沢国有林164林班い小班「仏社川」起点から下流「小阿仁川」の合流点まで
 - 10) 北秋田郡上小阿仁村「長信田沢」起点から下流「小阿仁川」の合流点まで
 - 11) 北秋田市三里字下大内沢国有林239林班よ小班「大内沢」起点から下流「小阿仁川」の合流点まで
 - 12) 北秋田市羽根山字羽根山国有林227林班ろ1 小班「羽根山沢」起点から下流「阿仁川」の合流点まで
 - 13) 北秋田市「惣内沢」起点から下流「阿仁川」合流点まで
 - 14) 北秋田市桂瀬「大滝沢」林道起点から下流「阿仁川」の合流点まで
 - 15) 北秋田市森吉字桐内沢外30 国有林1050林班り1 小班「桐内沢」起点から下流「森吉山ダム湖」の合流点まで
 - 16) 北秋田市森吉字桐内沢外30 国有林1053林班ね1 小班「惣瀬沢」起点から下流「森吉山ダム湖」の合流点まで
 - 17) 北秋田市森吉字桐内沢外30 国有林1004林班と2 小班「森吉沢」起点から下流「森吉山ダム湖」の合流点まで
 - 18) 北秋田市森吉字桐内沢外30 国有林1005林班う 小班「丹瀬沢」起点から下流「森吉山ダム湖」の合流点まで
 - 19) 北秋田市森吉字桐内沢外30 国有林1048林班た 小班「連瀬沢」起点から下流「森吉山ダム湖」の合流点まで

- 20) 北秋田市森吉字桐内沢外30国有林1045林班か小班「時戸沢」起点から下流「小又川」の合流点まで
- 21) 北秋田市森吉字桐内沢外30国有林1043林班う小班「女木内沢」起点から下流「小又川」の合流点まで
- 22) 北秋田市森吉字桐内沢外30国有林1038林班ほ1小班「大印沢」起点から下流「小又川」の合流点まで
- 23) 北秋田市森吉字桐内沢外30国有林1037林班ほ小班「西ノ又沢」起点から下流「大印沢」の合流点まで
- 24) 北秋田市森吉字桐内沢外30国有林1036林班り4小班「東ノ又沢」起点から下流「大印沢」の合流点まで
- 25) 北秋田市森吉森吉字桐内沢外30国有林1032林班い小班「ノロ川」起点から下流「太平湖」まで
- 26) 北秋田市森吉字桐内沢外30国有林1035林班か小班「立川」起点から下流「黒石川」の合流点まで
- 27) 北秋田市森吉字桐内沢外30国有林1034林班ろ小班「黒石川」起点から下流「ノロ川」の合流点まで
- 28) 北秋田市森吉字桐内沢外30国有林1033林班い小班「桃洞沢」起点から下流「ノロ川」の合流点まで
- 29) 北秋田市森吉字桐内沢外30国有林1032林班ろ小班「赤水沢」起点から下流「ノロ川」の合流点まで
- 30) 北秋田市森吉字桐内沢外30国有林1028林班ほ小班「粒様沢」起点から下流「太平湖」まで
- 31) 北秋田市森吉字桐内沢外30国有林1026林班に小班「土川沢」起点から下流「太平湖」まで
- 32) 北秋田市森吉字桐内沢外30国有林1020林班く小班「六郎沢」起点から下流「太平湖」を含めダムサイトまで
- 33) 北秋田市森吉字桐内沢外30国有林1014林班む1小班「多々良沢」起点から下流「太平湖」まで
- 34) 北秋田市阿仁「露熊川」起点から下流「阿仁川」の合流点まで
- 35) 北秋田市阿仁水無外3字露熊沢外4国有林2089林班に1小班「孫沢」起点から下流「阿仁川」の合流点まで
- 36) 北秋田市阿仁「根子川」起点から下流「阿仁川」の合流点まで
- 37) 北秋田市阿仁水無外3字露熊沢外4国有林2086林班は1小班「根子又沢」起点から下流「根子川」の合流点まで
- 38) 北秋田市阿仁水無外3字露熊沢外4国有林2084林班い1小班「備前ノ又沢」起点から下流「根子川」の合流点まで
- 39) 北秋田市阿仁水無外3字露熊沢外4国有林2077林班る小班「鳥坂川」起点から下流「阿仁川」の合流点まで
- 40) 北秋田市阿仁水無外3字露熊沢外4国有林2081林班と小班「雷ノ又沢」起点から下流「鳥坂川」の合流点まで
- 41) 北秋田市阿仁水無外3字露熊沢外4国有林2074林班そ4小班「杉ノ又沢」起点から下流「鳥坂川」の合流点まで
- 42) 北秋田市阿仁水無外3字露熊沢外4国有林2079林班に小班「俎倉沢」起点から下流「鳥坂川」の合流点まで
- 43) 北秋田市阿仁「小様川」起点から下流「阿仁川」の合流点まで
- 44) 北秋田市阿仁「一ノ又沢」起点から下流「小様川」の合流点まで
- 45) 北秋田市阿仁「両滝沢」起点から下流「二ノ又沢」を含め「小様川」の合流点まで
- 46) 北秋田市阿仁戸鳥内外5字早瀬沢外7国有林2003林班か小班「スドキ沢」起点から下流「荒瀬川」を含め「阿仁川」の合流点まで
- 47) 北秋田市阿仁比立内外1字鰻内沢外3国有林2072林班ろ1小班「鰻内沢」起点から下流「比立内川」の合流点まで
- 48) 北秋田市阿仁比立内外1字鰻内沢外3国有林2070林班ろ小班「天狗ノ又沢」起点から下流「真角沢」の合流点まで
- 49) 北秋田市阿仁比立内外1字鰻内沢外3国有林2069林班は小班「真角沢」起点から下流「鰻内沢」の合流点まで
- 50) 北秋田市阿仁比立内外1字鰻内沢外3国有林2066林班ち小班「檜山沢」起点から下流「鰻内沢」の合流点まで
- 51) 北秋田市阿仁比立内外1字鰻内沢外3国有林2056林班い小班「小岱倉沢」起点から下流「比立内川」を含め「阿仁川」の合流点まで
- 52) 北秋田市阿仁比立内外1字鰻内沢外3国有林2063林班ろ小班「大白沢」起点から下流「小岱倉沢」の合流点まで
- 53) 北秋田市阿仁比立内外1字鰻内沢外3国有林2051林班ぬ小班「大土中沢」起点から下流「小岱倉沢」の合流点まで
- 54) 北秋田市阿仁比立内外1字鰻内沢外3国有林2053林班か小班「様ノ沢」起点から下流「小岱倉沢」の合流点まで
- 55) 北秋田市阿仁比立内外1字鰻内沢外3国有林2048林班へ1小班「繫沢」起点から下流「比立内川」の合流点まで
- 56) 北秋田市阿仁比立内外1字鰻内沢外3国有林2045林班な小班「兵治沢」起点から下流「繫沢」の合流点まで
- 57) 北秋田市阿仁比立内外1字鰻内沢外3国有林2047林班い小班「赤倉沢」起点から下流「繫沢」の合流点まで
- 58) 北秋田市阿仁比立内外1字鰻内沢外3国有林2041林班り小班「志淵内沢」起点から下流「打当川」の合流点まで

- まで
- 59) 北秋田市阿仁戸鳥内外 5 字早瀬沢外 7 国有林2034林班ほ 2 小班「早瀬沢」起点から下流「打当川」の合流点まで
 - 60) 北秋田市阿仁戸鳥内外 5 字早瀬沢外 7 国有林2007林班わ 1 小班「戸鳥内沢」起点から下流「打当川」の合流点まで
 - 61) 北秋田市阿仁戸鳥内外 5 字早瀬沢外 7 国有林2004林班よ 1 小班「松倉沢」起点から下流「戸鳥内沢」の合流点まで
 - 62) 北秋田市阿仁戸鳥内外 5 字早瀬沢外 7 国有林2010林班ほ 1 小班「打当内沢」起点から下流「打当川」の合流点まで
 - 63) 北秋田市阿仁戸鳥内外 5 字早瀬沢外 7 国有林2008林班れ 3 小班「魚ノ子沢」起点から下流「打当内沢」の合流点まで
 - 64) 北秋田市阿仁戸鳥内外 5 字早瀬沢外 7 国有林2031林班に 3 小班「野倉沢」起点から下流「打当川」の合流点まで
 - 65) 北秋田市阿仁戸鳥内外 5 字早瀬沢外 7 国有林2015林班へ 1 小班「岩井ノ又沢」起点から下流「打当川」の合流点まで
 - 66) 北秋田市阿仁戸鳥内外 5 字早瀬沢外 7 国有林2013林班ね 1 小班「小沢」起点から下流「岩井ノ又沢」の合流点まで
 - 67) 北秋田市阿仁戸鳥内外 5 字早瀬沢外 7 国有林2018林班に 1 小班「中ノ又沢」起点から下流「立又沢」の合流点まで
 - 68) 北秋田市阿仁戸鳥内外 5 字早瀬沢外 7 国有林2020林班い 1 小班「ヒヤコ沢」起点から下流「中ノ又沢」の合流点まで
 - 69) 北秋田市阿仁戸鳥内外 5 字早瀬沢外 7 国有林2025林班ろ 1 小班「立又沢」起点から下流「打当川」の合流点まで
 - 70) 北秋田市阿仁戸鳥内外 5 字早瀬沢外 7 国有林2028林班に 1 小班「小五郎沢」起点から下流「立又沢」の合流点まで
 - 71) 北秋田市阿仁幸屋字佐山沢81番地先「佐山川」観音橋起点から下流「荒瀬川」の合流点まで
 - 72) 北秋田市阿仁戸鳥内字小倉袋143の64番地先「小倉沢」 3 号橋起点から下流「打当川」の合流点まで
 - 73) 北秋田市阿仁比立内外 1 字緩内沢外 3 国有林2069林班い 1 小班「鳥坂沢」起点から下流「真角沢」の合流点まで
 - 74) 北秋田市阿仁比立内外 1 字緩内沢外 3 国有林2065林班り 1 小班「唐松沢」起点から下流「檜山沢」の合流点まで
 - 75) 北秋田市阿仁比立内外 1 字緩内沢外 3 国有林2055林班い 4 小班「滝倉沢」起点から下流「小袋倉沢」の合流点まで
 - 76) 北秋田市阿仁戸鳥内外 5 字早瀬沢外 7 国有林2036林班ほ 9 小班「長滝沢」起点から下流「早瀬沢」の合流点まで
 - 77) 北秋田市阿仁戸鳥内外 5 字早瀬沢外 7 国有林2030林班い 1 小班「外ノ倉沢」起点から下流「立又沢」の合流点まで
 - 78) 北秋田市阿仁戸鳥内外 5 字早瀬沢外 7 国有林2029林班ろ 1 小班「高ヒバ沢」起点から下流「立又沢」の合流点まで
 - 79) 北秋田市阿仁戸鳥内外 5 字早瀬沢外 7 国有林2022林班た 3 小班「木滝沢」起点から下流「立又沢」の合流点まで
 - 80) 北秋田市阿仁戸鳥内外 5 字早瀬沢外 7 国有林2023林班ち 1 小班「水尻沢」起点から下流「立又沢」の合流点まで
 - 81) 北秋田市阿仁戸鳥内外 5 字早瀬沢外 7 国有林2027林班と 5 小班「大冷水沢」起点から下流「立又沢」の合流点まで
 - 82) 北秋田郡上小阿仁村五反沢外 2 字長滝外 2 国有林21林班い 1 小班「小長滝沢」起点から下流「五反沢川」の合流点まで
 - 83) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林52林班ろ 1 小班「堀内沢」起点から下流「堀内沢川」を含め「嚙沢」と「小阿仁川」の合流点まで
 - 84) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林36林班に 1 小班「越界沢」起点から下流「堀内沢川」の合流点まで
 - 85) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林39林班ろ 1 小班「平左エ門沢」起点から下流「堀内沢川」の合流点まで

- 86) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林43林班と小班「小堀内沢」起点から下流「堀内沢川」の合流点まで
- 87) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林53林班に小班「浅内沢」起点から下流「堀内沢川」の合流点まで
- 88) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林58林班ち小班「ネボケ沢」起点から下流「堀内沢川」の合流点まで
- 89) 北秋田郡上小阿仁村小沢田外2字小沢田外6国有林101林班は2小班「矇沢」起点から下流「小阿仁川」の合流点まで
- 90) 北秋田郡上小阿仁村小沢田外2字小沢田外6国有林87林班り小班「日景沢」起点から下流「矇沢」の合流点まで
- 91) 北秋田郡上小阿仁村沖田面字上南沢2番地の「冷水沢」起点から下流「矇沢」の合流点まで
- 92) 北秋田郡上小阿仁村小沢田外2字小沢田外6国有林91林班ろ小班「谷地ノ沢」起点から下流「矇沢」の合流点まで
- 93) 北秋田郡上小阿仁村小沢田外2字小沢田外6国有林96林班ろ小班「ショウブ沢」起点から下流「矇沢」の合流点まで
- 94) 北秋田郡上小阿仁村小沢田外2字小沢田外6国有林96林ほ小班「カクルビ沢」起点から下流「矇沢」の合流点まで
- 95) 北秋田郡上小阿仁村小沢田外2字小沢田外6国有林98林班ろ3小班「スガクラ沢」起点から下流「矇沢」の合流点まで
- 96) 北秋田郡上小阿仁村小沢田外2字小沢田外国有林101林班ち小班「西又沢」起点から下流「矇沢」の合流点まで
- 97) 北秋田郡上小阿仁村小沢田外2字小沢田外6国有林109林班い小班「ボタラ沢」起点から下流「矇沢」の合流点まで
- 98) 北秋田郡上小阿仁村小沢田外2字小沢田外6国有林113は小班「ヒル沢」起点から下流「矇沢」の合流点まで
- 99) 北秋田郡上小阿仁村小沢田外2字小沢田外6国有林115林班ろ小班「大作沢」起点から下流「矇沢」の合流点まで
- 100) 北秋田郡上小阿仁村小沢田外2字小沢田外6国有林120林班へ小班「小矇沢」起点から下流「矇沢」の合流点まで
- 3 関係地区 北秋田市阿仁前田、浦田、桂瀬、小又、五味堀、根森田、本城、森吉、米内沢、阿仁、鎌沢、上杉、川井、木戸石、根田、下杉、李岱、芹沢、道城、新田目、八幡岱新田、羽根山、福田、増沢、三木田、三里、今泉、上小阿仁村及び能代市二ツ井町
- 4 存続期間 免許の日から令和15年12月31日まで
- 5 申請期間 令和5年9月4日から令和5年10月27日まで
- 6 免許予定月日 令和6年1月1日

第20

- 1 公示番号 内共第20号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第五種共同漁業
 - (2) 漁業の名称 いわな、やまめ、うぐい漁業
 - (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (4) 漁場の位置 上小阿仁村
 - (5) 漁場の区域
 - 1) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林65林班ゆ小班「赤沢」起点から下流上小阿仁村南沢字小阿仁国有林73林班い小班地先「萩形ダム」貯水池の合流点まで
 - 2) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林64林班ね小班「大倉又沢」起点から下流「赤沢」の合流点まで
 - 3) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林65林班な小班「根子沢」起点から下流「赤沢」の合流点まで
 - 4) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林65林班さ小班「赤沢枝沢」起点から下流「赤沢」の合流点まで
 - 5) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林65林班も小班「ヅンヌキ沢」起点から下流「赤沢」の合流点まで
 - 6) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林66林班わ小班「岩戸金山沢」起点から下流「赤沢」の合流点まで

- 7) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林69林班ほ2小班「大旭又沢」起点から下流「小阿仁川」を含め「萩形ダム」貯水池と「赤沢」の合流点「赤沢」右岸延長線まで
- 8) 北秋田市上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林67林班は小班「小赤沢」起点から下流「小阿仁川」の合流点まで
- 9) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林67林班ち小班「五郎沢」起点から下流「小阿仁川」の合流点まで
- 10) 北秋田市上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林67林班れ2小班「金山沢」起点から下流「小阿仁川」の合流点まで
- 11) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林67林班く3小班「黒毛沢」起点から下流「小阿仁川」の合流点まで
- 12) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林67林班み小班「樽沢」起点から下流「小阿仁川」の合流点まで
- 13) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林67林班あ1小班「ヒバラ沢枝沢」起点から下流「ヒバラ沢」を含め「樽沢」の合流点まで
- 14) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林67林班あ小班「キバラ沢枝沢」起点から下流「キバラ沢」を含め「ヒバラ沢」の合流点まで
- 15) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林67林班し小班「エシチイモリ沢」起点から下流「樽沢」の合流点まで
- 16) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林68林班ほ1小班「高石沢」起点から下流「小阿仁川」の合流点まで
- 17) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林68林班ち小班「鍋ヶ沢」起点から下流「小阿仁川」の合流点まで
- 18) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林68林班つ小班「大蓋沢」起点から下流「小阿仁川」の合流点まで
- 19) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林68林班わ2小班「籠ノ沢」起点から下流「大蓋沢」の合流点まで
- 20) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林68林班よ小班「大蓋沢枝沢」起点から下流「大蓋沢」の合流点まで
- 21) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林69林班ろ1班「小旭又沢」起点から下流「大旭又沢」の合流点まで
- 22) 上北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林69林班ほ小班「源左エ門沢」起点から下流「大旭又沢」の合流点まで
- 23) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林69林班ほ小班「モミノ沢」起点から下流「大旭又沢」の合流点まで
- 24) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林69林班へ小班「岩魚沢」起点から下流「大旭又沢」の合流点まで
- 25) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林69林班と小班「仁別沢」起点から下流「大旭又沢」の合流点まで
- 26) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林70林班ふ1小班「ハヤシ沢」起点から下流「小阿仁川」の合流点まで
- 27) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林70林班ふⅡ小班「高穀沢」起点から下流「小阿仁川」の合流点まで
- 28) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林70林班そ小班「カラカサ沢」起点から下流「小阿仁川」の合流点まで
- 29) 上北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林71林班か小班「萩形沢」起点から下流「小阿仁川」の合流点まで
- 30) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林72林班ろ7小班「小萩形沢」起点から下流「萩形沢」の合流点まで
- 31) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林72林班と1小班「ミナミノ沢」起点から下流「萩形沢」の合流点まで
- 32) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林71林班は小班「天上沢」起点から下流「萩形沢」の合流点まで
- 33) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林71林班か小班「キンカノ沢」起点から下流「萩形沢」の合流点まで
- 34) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林71林班か小班「トマノ沢」起点から下流「萩形沢」の合流点まで

で

- 35) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林72林班ち2小班「金兵衛沢」起点から下流「萩形沢」の合流点まで
- 36) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林72林班ぬ5小班を起点とする「無名沢」から下流「萩形沢」の合流点まで
- 37) 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林72林班あ小班「一六枚沢」起点から下流「小阿仁川」の合流点まで
- 38) 北秋田郡上小阿仁村沖田面字萩形46番地1内「上八郎沢」起点から下流「小阿仁川」の合流点まで
- 39) 北秋田郡上小阿仁村沖田面字萩形44番地の8内「八郎沢」起点から下流「小阿仁川」の合流点まで
- 40) 北秋田郡上小阿仁村沖田面字萩形44番地一内「アゲ沢」起点から下流「小阿仁川」の合流点まで
- 3 関係地区 北秋田市阿仁前田、浦田、桂瀬、小又、五味堀、根森田、本城、森吉、米内沢、阿仁、鎌沢、上杉、川井、木戸石、根田、下杉、李岱、芹沢、道城、新田目、八幡岱新田、羽根山、福田、増沢、三木田、三里、今泉、上小阿仁村及び能代市二ツ井町
- 4 存続期間 免許の日から令和15年12月31日まで
- 5 申請期間 令和5年9月4日から令和5年10月27日まで
- 6 免許予定月日 令和6年1月1日

第21

- 1 公示番号 内共第21号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第五種共同漁業
 - (2) 漁業の名称 あゆ、いわな、やまめ、うぐい漁業
 - (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (4) 漁場の位置 山本郡藤里町及び能代市
 - (5) 漁場の区域
 - 1) 山本郡藤里町藤琴字藤琴沢国有林1144林班な小班「奥朝日沢」起点から下流「藤琴川」を含め「米代川」の合流点まで
 - 2) 山本郡藤里町藤琴字藤琴沢国有林1143林班ろ小班「桧原沢」起点から下流「奥朝日沢」の合流点まで
 - 3) 山本郡藤里町藤琴字藤琴沢国有林1138林班か小班「東又沢」起点から下流「立股沢」の合流点まで
 - 4) 山本郡藤里町藤琴字藤琴沢国有林1137林班つ小班「立股沢」起点から下流「桧原沢」の合流点まで
 - 5) 山本郡藤里町藤琴字藤琴沢国有林1132林班わ小班「一通沢」起点から下流「藤琴川」の合流点まで
 - 6) 山本郡藤里町立石林業株式会社地先「七枚沢」起点から下流「藤琴川」の合流点まで
 - 7) 山本郡藤里町藤琴字藤琴沢国有林1126林班る小班「里沢川」起点から下流「藤琴川」の合流点まで
 - 8) 山本郡藤里町藤琴字大座崩沢国有林1149林班は小班「大砂崩沢」起点から下流「大座崩沢」の合流点まで
 - 9) 山本郡藤里町藤琴字大座崩沢国有林1153林班ろ小班「大座崩沢」起点から下流「藤琴川」の合流点まで
 - 10) 山本郡藤里町藤琴字藤琴沢国有林1130林班ろ小班「西の沢」起点から下流「藤琴川」の合流点まで
 - 11) 山本郡藤里町藤琴字滝の沢国有林1160林班ろ小班「滝の沢」起点から下流「藤琴川」の合流点まで
 - 12) 山本郡藤里町藤琴字滝の沢国有林1164林班い小班を起点とする「無名沢1」から下流「無名沢2」の合流点まで
 - 13) 山本郡藤里町藤琴字滝の沢国有林1172林班ろ1小班を起点とする「無名沢2」から下流「滝の沢」の合流点まで
 - 14) 山本郡藤里町藤琴字湯の沢国有林1176林班ろ小班「湯の沢」起点から下流「藤琴川」の合流点まで
 - 15) 山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林1019林班と小班「三蓋沢」起点から下流「粕毛川」を含め「藤琴川」の合流点まで
 - 16) 山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林1019林班ろ小班「南沢」起点から下流「粕毛川」の合流点まで
 - 17) 山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林1019林班そ小班「上雁森の沢」起点から下流「粕毛川」の合流点まで
 - 18) 山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林1020林班い小班「雁森沢」起点から下流「下りの沢」を含め「粕毛川」の合流点まで
 - 19) 山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林1019林班る小班「善知鳥沢」起点から下流「下りの沢」の合流点まで
 - 20) 山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林1020林班ち小班「小束又沢」起点から下流「粕毛川」の合流点まで
 - 21) 山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林1020林班た小班「上善助沢」起点から下流「粕毛川」の合流点まで
 - 22) 山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林1021林班こ小班「冷水沢」起点から下流「東又沢」の合流点まで
 - 23) 山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林1021林班と3小班「東又沢」起点から下流「粕毛川」の合流点まで

- 24) 山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林1023林班に4小班「小屋場沢」起点から下流「東又沢」の合流点まで、
 - 25) 山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林1017林班い小班「次郎左エ門沢」起点から下流「粕毛川」の合流点まで
 - 26) 山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林1016林班よ小班「枯松沢」起点から下流「粕毛川」の合流点まで
 - 27) 山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林1030林班わ3小班「阿仁沢」起点から下流「粕毛川」の合流点まで
 - 28) 山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林1011林班は小班「大割沢」起点から下流「粕毛川」の合流点まで
 - 29) 山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林1008林班り小班「杉渕沢」起点から下流「粕毛川」の合流点まで
 - 30) 山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林1006林班い小班「長場内沢」起点から下流「粕毛川」の合流点まで
 - 31) 山本郡藤里町粕毛字真土沢国有林1039林班ろ小班「真土沢」起点から下流「粕毛川」の合流点まで
 - 32) 山本郡藤里町藤琴字藤琴沢国有林1112林班い小班「西又沢」起点から下流「藤琴川」の合流点まで
 - 33) 山本郡藤里町藤琴字藤琴沢国有林1122林班い小班「東又沢」起点から下流「西又沢」の合流点まで
 - 34) 山本郡藤里町藤琴字寺沢国有林1103林班ろ小班「寺沢川」起点から下流「藤琴川」の合流点まで
 - 35) 山本郡藤里町藤琴字二の又国有林1183林班い小班「二の又沢」起点から下流「藤琴川」の合流点まで
 - 36) 山本郡藤里町藤琴字二の又国有林1182林班ろ小班「大川目沢」起点から下流「二の又沢」の合流点まで
 - 37) 山本郡藤里町粕毛字薄井沢国有林1045林班ろ小班「薄井沢」起点から下流「藤琴川」の合流点まで
 - 38) 山本郡藤里町藤琴字二の又国有林1178林班い小班「高石沢」起点から下流「藤琴川」の合流点まで
 - 39) 「藤琴川」の合流点から下流「常盤川」の合流点までの「米代川」本流
 - 40) 能代市ニツ井町濁川字濁川山国有林35林班ろ小班「濁川沢」起点から下流「濁川」及び「内川」を含め「米代川」の合流点まで
 - 41) 能代市ニツ井町仁鮎字仁鮎小掛山国有林33林班い小班「久沢」起点から下流「内川」の合流点まで
 - 42) 能代市ニツ井町仁鮎字仁鮎小掛山国有林26林班は小班「長五郎沢」起点から下流「内川」の合流点まで
 - 43) 能代市ニツ井町仁鮎字仁鮎小掛山国有林23林班い11小班「荒沢」起点から下流「内川」の合流点まで
 - 44) 能代市ニツ井町田代字瀧ノ沢国有林13林班い小班「瀧ノ沢」起点から下流「内川」の合流点まで
 - 45) 能代市ニツ井町田代字田代沢国有林1林班ち小班「田代沢」起点から下流「内川」を含め「濁川」の合流点まで
 - 46) 能代市ニツ井町濁川字濁川山国有林63林班い小班「小濁又沢」起点から下流「濁川」の合流点まで
 - 47) 能代市母体字母体山国有林81林班い小班「揚吉沢」起点から下流「内川」の合流点まで
 - 48) 能代市母体字母体山国有林90林班る小班「山内沢」起点から下流「内川」の合流点まで
- 3 関係地区 山本群藤里町及び能代市ニツ井町
 - 4 存続期間 免許の日から令和15年12月31日まで
 - 5 申請期間 令和5年9月4日から令和5年10月27日まで
 - 6 免許予定月日 令和6年1月1日

第22

- 1 公示番号 内共第22号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第五種共同漁業
 - (2) 漁業の名称 さくらます漁業
 - (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (4) 漁場の位置 鹿角市、大館市、北秋田市、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町及び能代市
 - (5) 漁場の区域
 - 1) 「内共第14号」の漁場の区域
 - 2) 「内共第15号」の漁場の区域
 - 3) 「内共第16号」の漁場の区域
 - 4) 「内共第17号」の漁場の区域
 - 5) 「内共第18号」の漁場の区域
 - 6) 「内共第19号」の漁場の区域
 - 7) 「内共第20号」の漁場の区域
 - 8) 「内共第21号」の漁場の区域
 - 9) 能代市常盤民有林64林班1小班大獄1地先「常盤川」起点から下流「米代川」の合流点まで
 - 10) 能代市常盤民有林57林班3小班滝ノ沢114地先「滝ノ沢」起点から下流「常盤川」の合流点まで
 - 11) 能代市常盤民有林56林班2小班小松崎1地先「小松崎沢」起点から下流「滝ノ沢」の合流点まで
 - 12) 能代市常盤民有林52林班10小班大庫沢105地先「大庫沢」起点から下流「常盤川」の合流点まで
 - 13) 能代市常盤民有林69林班45の1小班不動前87地先「不動前川」起点から下流「常盤川」の合流点まで

- 14) 能代市常盤民有林72林班41小班万内86地先「万内川」起点から下流「不動前川」の合流点まで
- 15) 能代市常盤民有林47林班151小班毘沙門127地先「毘沙門川」起点から下流「常盤川」の合流点まで
- 16) 「常盤川」の合流点から下流河口までの「米代川」本流
- 3 関係地区 鹿角市、大館市、北秋田市、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町及び能代市
- 4 存続期間 免許の日から令和15年12月31日まで
- 5 申請期間 令和5年9月4日から令和5年10月27日まで
- 6 免許予定月日 令和6年1月1日

第23

- 1 公示番号 内共第23号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第五種共同漁業
 - (2) 漁業の名称 あゆ、いわな、やまめ、うぐい、こい、ふな、やつめ、もくずがに、さくらます漁業
 - (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (4) 漁場の位置 由利本荘市、にかほ市、雄勝郡羽後町及び横手市
 - (5) 漁場の区域
 - 1) 由利本荘市鳥海町百宅字手代国有林1061林班「手代沢」起点から下流河口までの「子吉川」本流
 - 2) 由利本荘市鳥海町百宅字手代国有林1054林班「上玉田川」起点から下流「子吉川」の合流点まで
 - 3) 由利本荘市鳥海町百宅字奥山国有林1063林班「下玉田川」起点から下流「子吉川」の合流点まで
 - 4) 由利本荘市鳥海町百宅字手代国有林1059林班「赤沢川」起点から下流「上玉田川」の合流点まで
 - 5) 由利本荘市鳥海町百宅字奥山国有林1064林班「布沢川」起点から下流「下玉田川」の合流点まで
 - 6) 由利本荘市鳥海町猿倉字奥山5番地先「ホーラー沢川」起点から下流「子吉川」の合流点まで
 - 7) 由利本荘市鳥海町百宅字奥山国有林1064林班「鷲川」起点から下流「子吉川」の合流点まで
 - 8) 由利本荘市鳥海町百宅字奥山国有林1044林班「百宅川」起点から下流「子吉川」の合流点まで
 - 9) 由利本荘市鳥海町上直根字鷹の巣国有林1036林班「直根川」起点から下流「子吉川」の合流点まで
 - 10) 由利本荘市鳥海町上笹子字川合12番地先「笹子川」起点から下流「子吉川」の合流点まで
 - 11) 由利本荘市鳥海町上笹子字丁国有林1033林班「丁川」起点から下流「笹子川」の合流点まで
 - 12) 由利本荘市鳥海町上笹子字砂子43番地先「甕川」起点から下流「笹子川」の合流点まで
 - 13) 由利本荘市矢島町城内字花立50番地マッカ堤「沢内川」起点から下流「子吉川」の合流点まで
 - 14) 由利本荘市矢島町城内字内山8番地先「小杉沢川」起点から下流「子吉川」の合流点まで
 - 15) 由利本荘市矢島町城内字花立1の7木境国有林1069林班木境池直下「荒沢川」起点から下流「子吉川」の合流点まで
 - 16) 由利本荘市矢島町元町字中長根9番地先丸木場溜池直下「田沢川」起点から下流「子吉川」の合流点まで
 - 17) 由利本荘市矢島町新莊神代山二番堰堤「八塩沢川」起点から下流「子吉川」の合流点まで
 - 18) 由利本荘市矢島町新莊大沢山国有林1078林班か8小班神代山沢4の2地先「神代山沢」起点から下流「八塩沢川」の合流点まで
 - 19) 雄勝郡羽後町上仙道字檜山「田代川」起点から下流「石沢川」を含め「子吉川」の合流点まで
 - 20) 雄勝郡羽後町上仙道字浦倉地先「軽井沢」起点から下流「石沢川」の合流点まで
 - 21) 由利本荘市東由利館合字善徳地先「松沢川」起点から下流「石沢川」の合流点まで
 - 22) 由利本荘市東由利黒渕字堰根地先「大吹川」起点から下流「石沢川」の合流点まで
 - 23) 由利本荘市東由利杉森字高屋境地先「杉森川」起点から下流「石沢川」の合流点まで
 - 24) 由利本荘市久保田字久保田43番地先「久保田川」起点から下流「子吉川」の合流点まで
 - 25) 由利本荘市土倉字野火除沢43の9番地先「大砂川」起点から下流「子吉川」の合流点まで
 - 26) 由利本荘市大谷地地先「須郷川」起点から下流「鮎川」の合流点まで
 - 27) 由利本荘市とにかほ市の行政境界「天拝川」起点から下流「鮎川」の合流点まで
 - 28) 由利本荘市屋敷地先「鮎川」起点から下流「子吉川」の合流点まで
 - 29) 由利本荘市西上原地先「黒森川」起点から下流「鮎川」の合流点まで
 - 30) 由利本荘市曲沢字上出川原86番地先「曲沢川」起点から下流「子吉川」の合流点まで
 - 31) 由利本荘市福田沢地先「福田沢川」起点から下流「子吉川」の合流点まで
 - 32) 由利本荘市藤崎地先「薬師堂川」起点から下流「子吉川」の合流点まで
 - 33) 由利本荘市南の股沢地先「小友川」起点から下流「子吉川」の合流点まで
 - 34) 由利本荘市宮沢地先「宮沢川」起点から下流「石沢川」の合流点まで
 - 35) 由利本荘市萩台地先「滝の沢川」起点から下流「石沢川」の合流点まで

- 36) 由利本荘市鳥田目荒沢地先「荒沢川」起点から下流「石沢川」の合流点まで
 - 37) 由利本荘市大築罫出地先「大築川」起点から下流「石沢川」の合流点まで
 - 38) 由利本荘市奥ヶ沢三方森地先「奥ヶ沢」起点から下流「石沢川」の合流点まで
 - 39) 由利本荘市東由利法内字滝の下地先「法内川」起点から下流「石沢川」の合流点まで
 - 40) 横手市大森町保呂羽山地先「芋川」起点から下流「子吉川」の合流点まで
 - 41) 由利本荘市滝字芋沢地先「滝川」起点から下流「芋川」の合流点まで
 - 42) 由利本荘市軽井沢地先「軽井沢川」起点から下流「芋川」の合流点まで
 - 43) 由利本荘市代内地先「代内川」起点から下流「芋川」の合流点まで
 - 44) 由利本荘市葛岡長根山地先「葛岡川」起点から下流「芋川」の合流点まで
 - 45) 由利本荘市鬼ヶ台地先「小関川」起点から下流「芋川」の合流点まで
 - 46) 由利本荘市高尾字熊の沢地先「高尾川」起点から下流「小関川」の合流点まで
 - 47) 由利本荘市大倉沢字大沢地先「大倉沢川」起点から下流「芋川」の合流点まで
 - 48) 由利本荘市赤田字二又地先「赤田川」起点から下流「芋川」の合流点まで
 - 49) 由利本荘市長者屋敷地先「長者屋敷川」起点から下流「芋川」の合流点まで
 - 50) にかほ市と由利本荘市の行政境界10の26の1「冷渡川」起点から下流「天拝川」の合流点まで
 - 51) 由利本荘市東由利宿字若林地先「黒沢川」起点から下流「石沢川」の合流点まで
 - 52) 雄勝郡羽後町上米字上の沢地先「上の沢川」起点から下流「田代川」の合流点まで
 - 53) 雄勝郡羽後町上米字横根峠「蒲生川」起点から下流「田代川」の合流点まで
 - 54) 雄勝郡羽後町田代字尼沢地先「尼沢川」起点から下流「田代川」の合流点まで
 - 55) 雄勝郡羽後町下仙道字太倉地先「太倉川」起点から下流「田代川」の合流点まで
 - 56) 雄勝郡羽後町中仙道字泉沢地先「泉沢川」起点から下流「田代川」の合流点まで
 - 57) 雄勝郡羽後町軽井沢字菟沢地先「菟沢川」起点から下流「軽井沢」の合流点まで
 - 58) 由利本荘市東由利老方字祝沢地先「祝沢川」起点から下流「石沢川」の合流点まで
 - 59) 由利本荘市東由利館合字新沢地先「新沢川」起点から下流「石沢川」の合流点まで
 - 60) 由利本荘市鳥海町上笹子字親失国有林1001林班わ小班「八助滝沢」起点から下流「笹子川」の合流点まで
 - 61) 由利本荘市鳥海町上笹子字足延国有林1007林班ち1小班「大仙沢」起点から下流「甌川」の合流点まで
 - 62) 由利本荘市鳥海町上笹子字甌国有林1011林班つ2小班「大深沢」起点から下流「甌川」の合流点まで
 - 63) 由利本荘市鳥海町上笹子字大台国有林1019林班と小班「サクズレノ沢」起点から下流「笹子川」の合流点まで
 - 64) 由利本荘市鳥海町百宅字中田代国有林1041林班よ小班「中田代沢」起点から下流「百宅川」の合流点まで
 - 65) 由利本荘市鳥海町百宅字手代沢国有林1057林班ほ2小班「立矢森沢」起点から下流「赤沢川」の合流点まで
 - 66) 由利本荘市鳥海町百宅字手代沢国有林1058林班へ11小班「鍋倉沢」起点から下流「立矢森沢」の合流点まで
 - 67) 由利本荘市鳥海町百宅字手代沢国有林1057林班へ小班「山伏沢」起点から下流「鍋倉沢」の合流点まで
 - 68) 由利本荘市矢島町城内「御助川」起点から須郷川の合流点まで
 - 69) 由利本荘市矢島町城内「谷地沢川」起点から御助川の合流点まで
 - 70) にかほ市馬場64国有林「大瀉川」起点から「冷渡川」の合流点まで
 - 71) 由利本荘市矢島町立石行平から大砂川起点まで
 - 72) 由利本荘市立石十二ヶ沢起点から十二ヶ沢から大砂川起点まで
- 3 関係地区 由利本荘市、にかほ市冬師、釜ヶ台、雄勝郡羽後町上米、田代、上仙道、中山道、下仙道、軽井沢及び横手市坂部
- 4 存続期間 免許の日から令和15年12月31日まで
- 5 申請期間 令和5年9月4日から令和5年10月27日まで
- 6 免許予定月日 令和6年1月1日

第24

- 1 公示番号 内共第24号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第五種共同漁業
 - (2) 漁業の名称 あゆ、いわな、やまめ、うぐい漁業
 - (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (4) 漁場の位置 山本郡八峰町
 - (5) 漁場の区域
 - 1) 山本郡八峰町字真瀬沢1番「一の又川」の小又橋々脚起点から下流「真瀬川」の合流点まで

- 2) 山本郡八峰町字真瀬沢国有林170林班い小班霧沢堰堤「霧沢」起点から下流「中の又川」を含め「真瀬川」の合流点まで
- 3) 山本郡八峰町字真瀬沢国有林172林班ろ小班とぬ小班的接続を起点とする「無名沢」から下流「中の又川」の合流点まで
- 4) 山本郡八峰町字真瀬沢国有林165林班へ小班と166林班の接続を起点とする「三の又川」から下流「中の又川」の合流点まで
- 5) 山本郡八峰町字真瀬沢国有林168林班ろ小班「真瀬川」起点から下流河口まで
- 6) 山本郡八峰町字真瀬沢国有林162林班そ小班「上山内川」起点から下流「真瀬川」の合流点まで
- 7) 山本郡八峰町字八代沢56番地先の茂浦「八代沢」起点から下流「真瀬川」の合流点まで
- 8) 山本郡八峰町雨降場沢68番地の一「雨降場沢」起点から下流「真瀬川」の合流点まで
- 3 関係地区 山本郡八峰町
- 4 存続期間 免許の日から令和15年12月31日まで
- 5 申請期間 令和5年9月4日から令和5年10月27日まで
- 6 免許予定月日 令和6年1月1日

第25

- 1 公示番号 内共第25号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第五種共同漁業
 - (2) 漁業の名称 あゆ、いわな、やまめ、うぐい漁業
 - (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (4) 漁場の位置 南秋田郡五城目町
 - (5) 漁場の区域
 - 1) 南秋田郡五城目町馬場目沢国有林2044林班ろ小班「馬場目川」起点から下流竜馬大橋下流端まで
 - 2) 南秋田郡五城目町馬場目沢国有林2039林班ろ小班「北ノ又沢川」起点から下流「馬場目川」の合流点まで
 - 3) 南秋田郡五城目町馬場目沢国有林2034林班と小班「大倉又沢川」起点から下流「馬場目川」の合流点まで
 - 4) 南秋田郡五城目町馬場目沢国有林2027林班お小班「阿仁又沢川」起点から下流「大倉又沢川」の合流点まで
 - 5) 南秋田郡五城目町馬場目沢国有林2020林班く小班「臼内沢川」起点から下流「馬場目川」の合流点まで
 - 6) 南秋田郡五城目町馬場目沢国有林2058林班た小班「保呂瀬沢川」起点から下流「馬場目川」の合流点まで
 - 7) 南秋田郡五城目町中津又沢国有林2014林班そ小班「富津内川」起点から下流「馬場目川」の合流点まで
 - 8) 南秋田郡五城目町中津又沢国有林2007林班ろ小班「中津又沢川」起点から下流「富津内川」の合流点まで
 - 9) 南秋田郡五城目町中津又沢国有林2004林班ほ小班「北口沢川」起点から下流「中津又沢川」の合流点まで
 - 10) 南秋田郡五城目町内川大場民有林21林班81小班「内川川」起点から下流「富津内川」の合流点まで
 - 11) 南秋田郡五城目町中津又沢国有林2003林班に小班「滝ノ下沢川」起点から下流「内川川」の合流点まで
 - 12) 南秋田郡五城目町馬場目沢国有林2041林班よ小班「中ノ又沢川」起点から下流「北ノ又沢川」の合流点まで
 - 13) 南秋田郡五城目町馬場目沢国有林2022林班ゆ小班「南沢川」起点から下流「臼内沢川」の合流点まで
 - 14) 南秋田郡五城目町馬場目沢国有林2044林班き小班「銀ノ沢川」起点から下流「馬場目川」の合流点まで
 - 15) 南秋田郡五城目町馬場目沢国有林2045林班れ小班「水無沢川」起点から下流「馬場目川」の合流点まで
 - 16) 南秋田郡五城目町馬場目沢国有林2016林班と小班「芦見沢川」起点から下流「馬場目川」の合流点まで
- 3 関係地区 南秋田郡五城目町
- 4 存続期間 免許の日から令和15年12月31日まで
- 5 申請期間 令和5年9月4日から令和5年10月27日まで
- 6 免許予定月日 令和6年1月1日